

# 会 期 日 程

## 令和7年第6回山江村議会定例会

自 令和 7年 9月12日 (金)

至 令和 7年 9月19日 (金) (8日間)

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開 会 時 刻	摘 要
1	9月12日	金	本会議	議 会 議 場	午前10時	・開 会 ・報 告 ・提案理由説明 ・質 疑 ・討 論 ・表 決
			休 会	役場大会議室	午後1時30分	・議 案 審 議
2	9月13日	土	休 日			
3	9月14日	日	休 日			
4	9月15日	月	祝 日			
5	9月16日	火	休 会	役場大会議室	午前9時	・議 案 審 議
6	9月17日	水	休 会	役場大会議室	午前9時	・議 案 審 議
7	9月18日	木	本会議	議 会 議 場	午前10時	・一 般 質 問
8	9月19日	金	本会議	議 会 議 場	午前10時	・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

9 月 1 2 日 ( 金 )

# 令和7年第6回山江村議会9月定例会（第1号）

令和7年9月12日

午前10時00分開会

於 議 場

## 1. 議事日程

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第 2 |        | 会期の決定について   |
| 日程第 3 |        | 諸般の報告   |
| 日程第 4 |        | 行政報告  |
| 日程第 5 | 請願第 1号 | 人吉球磨准看護学院へのさらなる支援をもとめる請願(令和7年第4回議会定例会付託事件の産業厚生常任委員会委員長報告)                         |
| 日程第 6 | 報告第 5号 | 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について   |
| 日程第 7 | 認定第 1号 | 令和6年度山江村一般会計決算の認定について   |
| 日程第 8 | 認定第 2号 | 令和6年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について   |
| 日程第 9 | 認定第 3号 | 令和6年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について   |
| 日程第10 | 認定第 4号 | 令和6年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について  |
| 日程第11 | 認定第 5号 | 令和6年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について  |
| 日程第12 | 認定第 6号 | 令和6年度山江村簡易水道事業会計決算の認定について   |
| 日程第13 | 認定第 7号 | 令和6年度山江村農業集落排水事業会計決算の認定について   |
| 日程第14 | 議案第50号 | 山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第51号 | 山江村議会議員及び山江村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について                              |
| 日程第16 | 議案第52号 | 山江村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第17 | 議案第53号 | 山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第18 | 議案第54号 | 山江村名誉村民条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第19 | 同意第4号  | 山江村名誉村民の選定に関する同意を求めることについて  |
| 日程第20 | 議案第55号 | 令和7年度山江村一般会計補正予算（第3号）   |
| 日程第21 | 議案第56号 | 令和7年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）   |
| 日程第22 | 議案第57号 | 令和7年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）   |
| 日程第23 | 議案第58号 | 令和7年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）  |
| 日程第24 | 議案第59号 | 令和7年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）  |
| 日程第25 | 議案第60号 | 令和7年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第1号）   |
| 日程第26 |        | 議員派遣の件  |

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 白川俊博議員	2番 北田愛介議員
3番 本田りか議員	4番 中村龍喜議員
5番 赤坂修議員	6番 横谷巡議員
7番 立道徹議員	8番 西孝恒議員
9番 久保山直巳議員	10番 森田俊介議員

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高橋 忍 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内山慶治君	副 村 長
教 育 長 内田正紀君	総 務 課 長 蕨野昭憲君
税 務 課 長 新山孝博君	企画調整課長 清永弘文君
産業振興課長 松尾充章君	健康福祉課長 山口 明君
建 設 課 長 今村禎志君	教 育 課 長 迫田教文君
会 計 管 理 者 尾方路美君	農業委員会事務局長 一二三 信幸君

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長(森田俊介議員) おはようございます。本日の出席議員は10名で定足数に達しております。ただいまから、令和7年第6回山江村議会定例会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(森田俊介議員) 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。山江村議会会議規則第124条の規定によりまして、8番、西孝恒議員、9番、久保山直巳議員を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定について

- 議長(森田俊介議員) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。本件につきましては8月27日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について協議をされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。5番、赤坂修議員。
- 議会運営委員長(赤坂 修議員) 令和7年第6回山江村議会定例会につきまして、去る8月27日、午前9時から議会運営委員会議を開催し、本定例会全体について協議を行いました。決定しておりますことをご報告申し上げます。会期につきましては、本日12日から19日までの8日間としております。本日、開会、提案理由の説明の後、午後から休会とし、議案審議としております。13日から15日と休日を挟み、16日及び17日は休会とし、議案審議を行うこととしております。7日目、18日は一般質問で、今回5名の議員から通告がなされております。発言の順序はくじ引きにより決定しており、時間については、質問、答弁を含めて60分となっております。8日目、19日は、質疑、討論、表決を行い、閉会ということに決定しております。以上、報告を終わります。

- 議長(森田俊介議員) これで議会運営委員長の報告は終わりました。お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(森田俊介議員) 異議なしと認め、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告

- 議長(森田俊介議員) 日程第3、諸般の報告を行います。6月30日の議会臨時会以降の議会に関する報告を行います。7月4日、議会全員協議会、議会委員会室で行われております。また、主要地方道坂本人吉線改良貫通促進期成会理事会が八代市で行われております。7月10日、川辺川ダム建設促進協議会総会、三期成会合同定期総会がパルティール福寿庵で

行われております。

7月11日、県道相良人吉線改良貫通促進期成会総会が健康の駅で行われております。

7月16日、広報編集特別委員会が議会委員会室で行われております。

7月18日、あさぎり薬草合同会社設立10周年記念式典が行われております。これはポッポ一館で行われております。

7月24日、報編集特別委員会、議会委員会室で行われております。

8月2日、山田大王神社総会が山田大王神社で行われております。

8月6日、国道219号期成同盟会総会が西都市で行われております。

8月8日、下球磨町村議会正副議長会総会が錦町で行われております。

8月12日、消防庁舎建設に関する特別委員会が消防本部で組合議員が出席しております。

8月25日、人吉下球磨消防組合臨時会が消防本部で組合議員が出席しております。

8月27日、人吉球磨広域行政組合定例会がクリーンプラザで組合議員が出席しております。

8月28日～8月29日まで、議会広報研修会、東京都で行われております。2名の議員が出席しております。

9月10日、金婚夫婦表彰式が健康の駅で行われております。山江では6組の方の表彰を行っております。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、一部事務組合の活動報告を行います。

はじめに、人吉球磨広域行政組合議会議員、4番、中村龍喜議員より報告をお願いします。

中村龍喜議員。

**○4番(中村龍喜議員)** それでは、令和7年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告を行います。

令和7年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、令和7年8月27日、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。五木村議会議員の任期満了に伴い、議長が決定するまで副議長の人吉市、田中哲議員が職を行いました。

日程第1、仮議席の指定では、議長選挙が終わるまで着席の席を仮議席と決定されました。

日程第2、議長選挙は指名推選で行うことに決定し、8名の選考委員により推薦されました球磨村選出の田代利一議員が全会一致で議長に当選されました。田代利一議員より、議会運営委員の辞職届が出され、追加日程として審議されることに決定しました。

追加日程第1、議会運営委員会委員の辞職では、まず田代利一議員が退場されたあと、辞職について審議し、許可することを決定しました。

追加日程第1、議席の指定では、五木村から新たに選出されました議員の議席を16番、西村久徳議員、17番、園田久議員に議長から指名されました。

追加日程第2、会議録署名議員の指名では、人吉選出の西信八郎議員、6番、錦町選出の早田和彦議員が指名されました。

追加日程第3、会期の決定では、議会運営委員会副委員長の宮崎保人吉市議員から、会期を8月27日の1日に決定しました。

追加日程第4、議会運営委員会の委員の選任では、五木村の改選及び議長選挙によって欠員となっている委員を2名、下球磨地区議員から選出し、18番、私、中村と21番、球磨村選出の

永椎樹一郎議員が選出されました。議会運営委員会が開催され、委員長に私、中村が互選されました。

追加日程第5、行政報告では、理事会代表理事から、令和7年第1回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

追加日程第6、議案第10号、人吉球磨広域行政組合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

追加日程第7、議案第11号、令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算。

追加日程第8、認定第1号、令和6年度人吉球磨広域行政組合の一般会計歳入歳出決算の認定について、この3件を一括して、理事会代表理事から提案理由の説明を受けました。

続けて、執行部から、議案第10号及び11号の2件の説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、原案のとおり可決しました。

続けて、会計管理者から、認定第1号の補足説明を受けて、続けて代表監査委員から決算意見書の報告を受けました。認定第1号の審査については、委員8名とする令和6年度決算特別委員会を設置、特別委員会へ付託することに決定しました。

追加日程第1、令和6年度決算特別委員会の設置については、各地区から委員が選出され、本村からは本田りか議員が選出されました。直ちに第1回令和6年度決算特別委員会が開催され、委員長に湯前町選出の遠坂道太議員、副委員長に人吉市選出の宮崎保議員が互選され、議長から報告されました。

追加日程第9、同意第3号、監査委員の選任につき同意を求めることについては、不在になっている議会選出監査委員について、理事会代表理事から提案理由の説明を受け、質疑、採決を行い、議会選出の監査委員として、多良木町選出の源嶋たまみ議員が選任されました。

追加日程第10、新ごみ処理場施設建設に関する調査特別委員会委員長報告については、第5回委員会の調査内容及び正副委員長の協議結果について、委員長から報告を受けました。

追加日程第1、委員会の閉会中の継続調査並びに審査については、議会運営委員会及び新ごみ処理場施設建設に関する調査特別委員会並びに令和6年度決算特別委員会の各委員長から申し出が提出され、申し出のとおり了承されました。

以上、令和7年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告を終わります。

○議長（森田俊介議員） 次に、人吉下球磨消防組合議会議員、8番、西孝恒議員より報告をお願いします。

8番、西孝恒議員。

○8番（西 孝恒議員） では、令和7年8月、第3回人吉下球磨消防組合臨時会の会議結果について報告いたします。

1、日時は令和7年8月25日、月曜日、午後2時57分開会です。

2、場所は人吉下球磨消防組合消防本部会議場です。

3、出席者は議員8名、執行部、管理者5名、管理者代行1名、職員7名、事務局2名、計23名です。

4、会議結果。日程第1、議席の指定については、1番、中村俊也議員（五木村選出）、2番、黒木正照議員（相良村選出）、3番、松村太議員（人吉市選出）、4番、平田清吉議員（人吉市選出）、5番、私、西孝恒、6番、東純一議員（球磨村選出）、7番、村上恵一議員（人吉市選出）、

8番、竹田農利人議員（錦町選出）です。

日程第2、会期の決定については、令和7年8月25日、1日間と決定です。

日程第3、会議録署名議員の指名は、7番、村上恵一議員、1番、中村俊也議員を指名です。

日程第4、議案第1号、人吉下球磨消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第5、議案第2号、人吉下球磨消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第6、議案第3号、令和7年度人吉下球磨消防組合一般会補正予算（第1号）について、以上、全議案とも原案可決です。

日程第7、議案第4号、人吉下球磨消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、知識経験者の高瀬久人監査委員の任期満了に伴い、新たに本村山江村出身の平山辰也氏を監査委員に選任することにつき同意を求められ、全会一致で同意です。

日程第8、議案第5号、これも人吉下球磨組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、全議員選出監査委員の川邊正美議員に任期満了に伴い、新たに人吉市選出の平田清吉議員を監査委員に選任することに同意を求められ、全会一致で同意です。

日程第9、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告については、前回6月定例会時にありました今後の建設スケジュールについて、地質調査、造成工事、実施設計を経て、8月ごろから試掘調査実施、造成工事、令和8年7月ごろから建設工事、令和10年度運用開始とご報告していますが、試掘調査において文化財が出てきた場合は造成工事が中断してしまうため、抜開工事費と造成工事費を分ける補正予算を提案される旨でありました。

以上、人吉下球磨消防組合会議結果報告を終わります。

○議長（森田俊介議員） 以上で一部事務組合等の活動の報告は終わりました。

-----○-----

#### 日程第4 行政報告

○議長（森田俊介議員） 日程第4、村長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君） 皆様、おはようございます。議長には発言の機会をありがとうございます。

それでは、本日ここに令和7年第6回山江村議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席いただく中に開催できますことを心から感謝申し上げたいと思います。

いよいよ実りの秋本番であります。いわゆる農作物の収穫の季節となっております。山江村の特産品の栗の出荷も最盛期を迎えようかとしているところでございます。今年は今のところ大きな台風もなく、このまま無事やりすごしますと、収穫を終えられ、農家の皆様にとりまして、農家経営が大変厳しいという中にもまさに実り多く、また農家収入の多い年となりますことを心から祈念いたしております。

そして、私事ではありますけれども、左膝の人工関節置換の手術をいたしました。3週間という間ではありましたが、入院中は村民の皆様方をはじめ議員各位並びに職員関係機関の皆様には、大変ご心配とご迷惑をおかけいたしました。入院中の必要な会議等につきましては、リモート、いわゆるウェブ会議によりまして出席をしてきたところでありますけれども、9月9

日無事に職場に復帰いたしております。おかげさまで順調に回復しておりますので、今後ともよろしくご指導、ご鞭撻をお願いいたします。

それでは、先般の臨時会後の行政報告により、あいさつに代えさせていただきたいと思っております。

7月1日であります。教育長就任式としておりますが、内田教育長に辞令を交付いたしまして、新しく内田教育長がこの日から教育長の仕事が始まったということでございます。職員辞令交付式につきましては、地域おこし協力隊のですね、やまめ養殖場に入りました千野さんのほうに辞令交付をいたしております。

それから7月2日、村史編纂委員会議であります。実は、村政施行130周年記念として、令和2年にこの村史編纂会議始めておりますけれども、ご案内のとおりコロナ等でですね、4年間ほど全く動けない状況がございました。その後、動き始め、本年中に村史が無事編纂する予定で、今その編纂業務を進められているところでございます。

それからやまえ宝物収穫祭の実行委員会がありまして、開催日を11月16日と決定させてもらっております。

それから7月3日、山江村グリーンな栽培体系研究検討委員会を開催いたしました。減農薬等によりまして、安心、安全な野菜を、農業を推進していこうという会議でありますけれども、国の補助事業を活用した事業であります。一応バイオ炭の事業を検証しておりますし、本年度はラジコンの草刈機を購入し、その実証を今やっております。将来的にはですね、村民の必要な方々に貸し出しもしていきたいと思っております。

それから7月4日、山江中学校の未来学習の前期発表会ということでございました。山江中学校未来学習といいますのは、山江の未来について、中学生の皆さん方が、それぞれ自分の思うことについてグループを組み、それぞれ取り組みを進められております。昨年もありまして、昨年は私も出席し、中学生の皆さんにはですね、特に提案をするだけではいけませんよと、物事はないですよということで、是非実践をしてほしいということでお願いしました。今年はその発表会の中には、具体的にどういう実践をしていくんだというような発表がありまして、議会の皆さん方に相談し、130万円の予算を付けております。是非中学生の皆さん方には、自分の考えたこと、夢やその希望に向けて実践することにより、その希望がかない、その達成感を是非味わっていただきたいというような思いもありますし、今後の中学生の活躍、心から期待するところであります。

それから7月11日につきましては、県道相良人吉線の改良貫通促進期成会の総会が健康の駅でございました。

それから7月14日、熊本県の国民健康保険団体連合理事会としておりますが、本年より私、理事のほうに就任しておりますので、ウェブにて理事会に参加しました。

それから、介護サポーターの交流会を7月15日に健康の駅で開催しております。介護サポーターにおきましては、中学生を含めると、実に多くの方々がですね、本当にこの介護サポーターとして山江村、活躍をしてもらっております。心から感謝申し上げますとともにですね、特に認知症あたりへの理解を深められて、今後来るそういう社会に、しっかり対応できるようなむらづくりも進めていければと思っております。

それから7月16日でございますけれども、一番下に美里町の体育館空調設備視察研修受け入れ対応としております。現在、美里町のほうでは、美里町、甲佐町、氷川、八代にかけて大きな災

害を受け、本村からもですね、既に20名近く支援に出向いているところでもあります。ただ、美里町のほうがまだ避難所の体育館のほうにですね、空調施設を整備していないということでありまして、山江村体育館、また各学校の体育館の空調設備につきまして研修をしていただきながら、美里町においてもそういう体育館に空調設備を整備するというようなことをございます。

それから7月17日でありますけれども、人吉消防組合の管理者会議、それから山江小中学校の再編検討委員会、いわゆる山江村の義務教育学校をどうするかというような検討会を開催しました。その前に当然、学校給食共同調理場がありますけれども、今は各自校式でやっておりますが、義務教育学校として1校とすればですね、当然給食室も1校とすると、事前、早めに実行と、一つにするという必要がありますので、併せてその検討委員会を開催しているというところでもあります。

それから7月24日、山江村の老人クラブによりますレクリエーション大会が開催され、山江村体育館のほうに出向いております。

それから7月31日はやまえ栗まつり実行委員会でありまして、最終確認を行っております。今月の9月23日に開催するという運びになっております。

8月1日は、八代市の新市誕生20周年記念式典に参加をまいりました。また、南九州中部地域医療連携協議会総会とございますが、これは人吉医療センターに産科がおられませんので、リスクの高いその妊娠した妊産婦さんは送ることができません。今、八代とか鹿児島の方まで運んでいるところですけども、是非そういう安心して里帰り出産できるような態勢をとりたいということで、そういう活動しております。

当然、鹿児島県の伊佐市、それから宮崎県のえびの市も合同でやっております、従いまして、熊本県の医師会、熊本県庁のみならずですね、鹿児島県の県庁、鹿児島県の医師会、それから宮崎県の県庁、医師会にもそういう要望をしているということでもあります。

それから8月2日は、山田大王神社の総会に参加をまいりました。

それから8月5日でありますけれども、交通安全功労者表彰伝達式としておりますけれども、川瀬満則さんが20周年の、もう辞められておりますけれども20周年の表彰を受けられておりますので、その伝達式を行ったところでもあります。

それから「しんわの森やまえ」と整備基本協定を締結したということでもあります。新聞報道等なされておりますけれども、村有林をしっかりと管理していく、また活用していくということ、立地企業であります伸和コントロールズと共にですね、村民の皆さん方も一緒になって森づくりをしていきたいというような協定式を締結しました。

それから8月6日、どら焼きプレスリリースとしておりますけれど、山江村のほうでやまえ栗の栗餡を使って、長崎県のカステラ屋さんがですね、カステラ生地でどら焼を作るという商品ができ上がりましたので、そのプレスリリースを行ったということでもあります。

今回の商品かなり私自身も食味しまして、これはおいしいなということでもあります。物産館のほうにも相当問い合わせもあり、既に相当売れているということをございます。

それから、次に8月7日でありますけれども、職員の辞令交付式を行いました。体調を崩した職員がおりまして、その補充のために併任の辞令を交付しております。

それから全国過疎全国山村の熊本県支部の総会に参加をまいっております。

それから8月9日でありますけれども、歴史民俗資料館企画展ギャラリートークとしておりま

すけれども、8月9日、いわゆる長崎に原爆が投下された日でありまして、その長崎の原爆投下された模様をですね、「崎陽のあらし」として、長ヶ峰にお住まいでした深水先生が記録の絵画を残されております。その記念の里帰り展として、ギャラリートーク「80年目の8月9日 in やまえ」として、平和の式典を行っております。戦後80年やまえの戦争の記憶ということでありました。深水先生の甥であります深水経忠さん、それから戦争孤児と言っているんですか、遺族会の会長もされておりました吉田九十巳さん、それから田村四郎さんあたりの戦時中の話を詳しく聞いていたところでもあります。

中学生の生徒の皆さん方も参加してもらいまして、それぞれ5人の中学生の皆さんからですね、平和についての感想を述べられたと、非常に意義のある、また山江村から平和についてのよき発信ができたイベントだったと感じております。

それから8月25日から9月4日まで、ここに書いておりますけれども、この期間、私、入院中でありましたので、リモートによりまして会議に参加させてもらっております。監査委員の方の決算審査報告会から山江村水道事業運営協議会、議会運営委員会、山江村国保運営協議会、それから(株)やまえの取締役会、採用試験の2次試験、この2次試験は、1名の方はまた採用することにしております。それから第二世代地方創生の交付金ですね、に伴います打ち合わせ会議を参加させてもらっております。

それから9月10日でありますけれども、丸岡野営場リニューアル設計委託プロポーザルとしておりますが、これにつきましてはですね、ご案内のとおり丸岡公園の自然休養村野営場であります。これが昭和54年に建設されて以来、相当老朽化しております。またあの建物は、外のほうとですね、中2階とといいますか、つないでおりまして、今、耐震基準であります昭和56年、それから平成12年以前に造られた施設でありますので、その強化を含めてリニューアルをしたというようなことであります。そのプロポーザルを行っております、非常に山江の丸岡公園の景観にマッチした新しい野営場の案、それと下はサッカー場でありますので、サッカー場がガラス張りで見下ろせるような提案を受けたところでもあります。予算が今からということでもありますけれども、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それから熊日金婚式、金婚夫婦表彰、議長からもありまして、6組の方が栄えあるといえますか、長年にわたる50年間の夫婦の歩みよられました表彰が、熊本日新聞主催で、山江村は共催でありますけれども行われました。

それから9月11日、昨日は、復興支援チャリティーショーが上杉芳野さんが毎年ですね、あさぎり町の須恵の文化ホールでそういうチャリティーショーを行っております。山江村からも文化協会のほう参加されているところでもありますけれども、そのチャリティーとしての山江村の令和2年7月豪雨災害におけるチャリティーを行ってもらっております、当日ちょうど私、行けませんでしたから総務課長が参加して、その目録をもらってきました。昨日その義援金の現金を受領させてもらっております。

その主催者関係言われるのは、青少年の育成のために使ってほしいというような指定がありましたので、そのまま雑入で受け入れますと、何にってしまうかわからないということでもありますから、ふるさと納税のほうに入れさせてもらって、青少年の育成のための指定をしていただきたいということで、そちらのほうで受け入れさせたいと思います。

それから山江村鳥獣被害防止対策協議会、昨日開催しました。栗の収穫期でありますけれども、

もう既に井出ノ口、丸岡のほうからはですね、猿の被害で早生の栗がほとんど全滅したというような報告も受けておりますし、丸岡公園に相当大きなイノシシが出現し、枝の10センチくらいの枝が折られて、大変荒らされているというようなことでありました。特に今はですね、この鳥獣被害防止対策協議会では、猿対策について今、いろいろ調査し、その対策をしているところがありますけれども、大体山江村には4群の群がいるようであります。1群大体30頭前後でぐるぐるまわっているということですが、一番その被害をだす一番南のほうの丸岡周辺の猿、2、30頭おると今、言われておりますけれども、その猿を捕獲して、GPSを付けてその群に離し、その動向をさぐりながら、大型罠でですね、一網打尽にしたい。この一網打尽にしたいという大型罠は、令和8年に実施したいということですが、是非そういうことをやりながら、猿被害を止めていければということをおっしゃるところでございます。

以上申し上げまして、あいさつに代えさせていただきたいと思っておりますけれども、本日村長提案の議案につきましては、報告案件が1件、決算の認定案件が7件、条例の一部改正案件が5件、同意案件が1件、そして令和7年度補正予算案件が6件の合計20件でございます。

どうぞ慎重にご審議いただきまして、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます、あいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員） これで村長の行政報告が終わりました。

-----○-----

**日程第5 請願第1号 人吉球磨准看護学院へのさらなる支援をもとめる請願(令和7年第4回議会定例会付託事件の産業厚生常任委員会委員長報告)**

○議長（森田俊介議員） 次に、日程第5、請願第1号、人吉球磨准看護学院へのさらなる支援をもとめる請願(令和7年第4回議会定例会付託事件の産業厚生常任委員会委員長報告)についての報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長の立道徹議員より、報告は答弁席からお願いいたします。

立道徹議員。

○産業厚生常任委員会委員長（立道 徹議員） それでは請願第1号について報告します。令和7年9月12日、山江村議会議長、森田俊介様。山江村議会産業厚生常任委員会委員長立道徹。

委員会審査報告書。令和7年第4回議会定例会で本委員会に付託された事件は、次のとおり決定しましたので、山江村議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

記、事件の番号、請願第1号、件名、人吉球磨看護学院へのさらなる支援を求める請願。当委員会は、9月3日午前11時20分より委員会議を開催し、請願書について審査協議をいたしました。委員会審査の結果は、委員全会一致趣旨採択と決定しました。なお、審査に対する附帯意見として含意妥当としております。以上、報告いたします。

○議長（森田俊介議員） それでは、日程第5、請願第1号、人吉球磨准看護学院へのさらなる支援をもとめる請願(令和7年第4回議会定例会付託事件の産業厚生常任委員会委員長報告)について質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、請願第1号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 報告第5号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（森田俊介議員） 日程第6、報告第5号、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは報告第5号についてご説明申し上げます。令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査員の意見を付して次のとおり報告するというものでございます。令和7年9月12日、本日、山江村長、内山慶治報告としております。

表を掲げております。健全化判断比率の1の表であります。比率名、令和6年度比率早期健全化基準という表であります。読み上げたいと思います。実質赤字比率につきましては、令和6年度比率なしの基準が15%でございます。連結実施赤字比率が、比率として数字が出てきておりません。20%以下が基準であります。それから実質公債費比率は、令和6年度比率が8.5%で、その基準につきましては25%以下となっているところであります。将来負担比率は、数字は出てきておりません。基準が350%以下となっております。

それから、2の資金不足比率であります。会計名、令和6年度比率健全化基準となっております。簡易水道事業農業集落排水事業ともに、令和6年度パーセントとしては出ておりません。20%以下が基準となっております。

提案理由でございますが、健全化判断比率及び資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、議会へ報告する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

次のページにはですね、代表監査と議会選出監査の豊永知満さん、立道徹さんの監査委員の報告を付しております。

そして、次のページからは、普通会計並びに財政健全化比率の審査意見書を付けているところでありますので、ご参照いただきたいと思います。令和6年度の決算につきましては、一般会計の財政健全化判断比率及び特別会計の経営健全化判断する資金不足比率につきましては、監査委員より審査意見書が提出されました。従いまして、今回財政健全化に関する法律に基づきまして、議会へ報告させていただくというものでございます。

先ほど説明いたしましたとおり、比率につきましてはすべて基準をクリアをいたしております。いわゆる非常に財政は健全というようなこととなります。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） それでは、ここで報告第5号について質疑を許します。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。  
報告第5号についてはこれで終わります。

○議長（森田俊介議員） 日程第7、認定第1号から認定第7号まで、令和6年度山江村一般会計及び特別会計公営企業会計決算の認定となっております。  
お諮りします。山江村議会会議規則第36条の規定により、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め一括上程いたします。

-----○-----

- |        |        |                                |
|--------|--------|--------------------------------|
| 日程第 7  | 認定第 1号 | 令和6年度山江村一般会計決算の認定について          |
| 日程第 8  | 認定第 2号 | 令和6年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について  |
| 日程第 9  | 認定第 3号 | 令和6年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について    |
| 日程第 10 | 認定第 4号 | 令和6年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について |
| 日程第 11 | 認定第 5号 | 令和6年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について |
| 日程第 12 | 認定第 6号 | 令和6年度山江村簡易水道事業会計決算の認定について      |
| 日程第 13 | 認定第 7号 | 令和6年度山江村農業集落排水事業会計決算の認定について    |

-----○-----

○議長（森田俊介議員） それでは、日程第7、認定第1号、令和6年度山江村一般会計決算の認定について、日程第8、認定第2号、令和6年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について、日程第9、認定第3号、令和6年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について、日程第10、認定第4号、令和6年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について、日程第11、認定第5号、令和6年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について、日程第12、認定第6号、令和6年度山江村簡易水道事業会計決算の認定について、日程第13、認定第7号、令和6年度山江村農業集落排水事業会計決算の認定について、以上を議題とし、提案者は総括な提案理由の説明を求めます。  
村長。

○村長（内山慶治君） それでは認定第1号についてご説明申し上げます。令和6年度山江村一般会計決算の認定についてでございます。令和6年度山江村の一般会計決算を別案のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。本日提出でございます。村長名でございます。

提案理由につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するため提案するというものでございます。

次に、認定第2号でございます。令和6年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定についてでございます。令和6年度山江村の特別会計国民健康保険事業決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。本日提出でございます。提案者、村長としております。

提案理由は、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するために提案する

ものでございます。

次に、認定第3号でございます、令和6年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定についてでございます。令和6年度山江村特別会計介護保険事業決算を別案のとおり、監査員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。本日提出の村長名でございます。

提案理由でございます。地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するために提案するものでございます。

次に、認定第4号でございます。令和6年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定についてでございます。令和6年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。本日提出でございます。提案者、村長でございます。

提案理由につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するために提案するというものでございます。

次に、認定第5号でございます。令和6年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてでございます。令和6年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算を、別案のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。本日提出の提案者、村長でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するために提案するというものでございます。

次に、認定第6号について説明申し上げます。令和6年度山江村簡易水道事業会計決算の認定についてでございます。令和6年度山江村簡易水道事業会計決算を別案のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。本日提出の提案者、村長でございます。

提案理由につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するために提案するというものでございます。

次に、認定第7号でございます。令和6年度山江村農業集落排水事業会計決算の認定についてでございます。令和6年度山江村農業集落排水事業会計決算を別案のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するというものでございます。本日提出の村長提案でございます。

提案理由につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するため提案するというものでございます。

なお、山江村の令和6年度山江村一般会計特別会計決算審査意見書並びに山江村各種基金運用状況審査意見書を山江村監査委員からいただいておりますが、お手元のほうに配付しておりますのでご参照いただきたいと思います。

決算書の内容につきましては、会計管理者が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 尾方会計管理者。

○会計管理者（尾方路美君） それでは、認定第1号から認定第5号まで、令和6年度一般会計及び特別会計の決算につきまして、主に実質収支に関する調書にてご説明申し上げます。お手元の令和6年度一般会計特別会計決算書綴りをご覧ください。

はじめに58ページをご覧ください。令和6年度一般会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額5億4,644万2,316円、2、歳出総額4億9,965万9,229円、3、歳入歳出差引額5億5,678万3,087円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、2の繰越明

許費繰越額9,531万5,924円、3の事故繰越繰越額1,000円、合計9,531万6,924円、よって、5、実質収支額4億6,146万6,163円となります。

次に、59ページをご覧ください。歳入歳出決算比較分類図表でございます。科目ごとの割合を円グラフで示しています。歳入におきましては、地方交付税が18億4,293万7,000円で、全体の33.23%を占めております。

歳出におきましては、総務費が最も多く、12億3,450万6,856円で、全体の24.74%を占めています。

次に、60ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。1、公有財産（1）土地及び建物でございます。公共用財産の土地の増につきましては、石蔵活用拠点整備事業おける用地取得によるものでございます。また、建物の増につきましては、新たに防災トイレ及び丸岡公園農村広場に休憩所を設置したことによるものであります。

次に、61ページをお開き願います。（3）有価証券及び（4）出資による権利でございます。前年度からの増減はございません。

次に、62ページをご覧ください。2、基金でございます。一般会計基金の状況につきましては、新規積立金4億6,770万2,437円、取り崩し3億791万2,000円、利子の総額が206万3,519円で、出納閉鎖までの期間を含め1億6,185万3,956円の増となり、最終的な現在高は28億5,845万8,040円となります。

次に、63ページをご覧ください。その他の基金ですが、利子合計1万2,202円の増加で、決算年度末現在高は6,745万7,928円でございます。貸付金につきましては、（株）やまえからの償還金100万円があり、完済したことにより、決算年度末現在高は0円となります。

3、物品に関する調書でございます。普通乗用車及び小型乗用車がそれぞれ1台の増、また軽自動車1台の減となっておりますのは、健康福祉課公用車の入れ替え及び企画調整課公用車の購入によるものでございます。

以上が一般会計でございます。

次に、79ページをお開き願います。国民健康保険事業会計の実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額4億99万9,346円、2、歳出総額3億8,508万9,932円、3、歳入歳出差引額1,590万9,414円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、2の繰越明許費繰越額及び合計22万4,000円、よって、5、実質収支額1,568万5,410円となります。

次に、80ページをご覧ください。財産に関する調書でございます。（1）基金、国民健康保険財政調整基金でございます。決算年度中の増減高は、801円の利子による増で、出納閉鎖日現在高は4,010万531円となります。

次に、97ページをお開き願います。介護保険事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額5億7,236万9,138円、2、歳出総額4億7,843万6,173円、3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額とも9,393万2,965円となります。

次に、98ページをお開き願います。財産に関する調書でございます。（1）基金、介護保険財政調整基金でございます。決算年度中の増減高は1,486円の利子による増で、決算年度末現在高7,425万6,652円となります。

次に、108ページをお開き願います。後期高齢者医療事業会計の実質収支に関する調書でござ

ざいます。1、歳入総額5,148万7,497円、2、歳出総額4,922万4,099円、3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額とも226万3,398円となります。

次に、118ページをお開き願います。ケーブルテレビ事業会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額9,395万9,146円、2、歳出総額8,933万7,922円、3、歳入歳出差引額及び5、実質収支額とも462万1,224円となります。

上記のとおり精査したところ相違ありません。令和7年7月1日、山江村会計管理者、尾方路美。審査の結果、相違ないものと認める。令和7年8月18日、山江村監査委員、豊永知満、同じく山江村監査委員、立道徹。

上記のとおり監査委員の審査に付したところ、不都合がないので議会の認定に付します。令和7年9月12日、山江村長、内山慶治。

以上で、令和6年度山江村一般会計及び特別会計決算の説明を終わります。

○議長（森田俊介議員） 次に、今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君） それでは、簡易水道事業につきまして、私のほうからご説明申し上げます。令和6年度山江村簡易水道事業会計決算書について、主な点、ご説明いたします。ページは3ページをご覧ください。

令和6年度山江村簡易水道事業決算報告、収益的収入及び支出でございます。収入、第1款、簡易水道事業収益、決算額1億1,268万2,556円でございます。次に、支出をご覧ください。第2款、簡易水道事業費用、決算額1億669万6,350円でございます。

続きまして、ページ4ページをご覧ください。資本的収入及び支出でございます。収入、第3款、資本的収入、決算額6,426万6,540円でございます。次に支出、第4款、資本的支出、決算額7,713万2,993円でございます。

続きまして、12ページをご覧ください。固定資産明細書でございます。合計欄をご覧ください。できればと思います。年度当初現在高1兆3億8,951万8,400円でございます。当年度増加額1,413万4,269円でございます。年度末現在高1兆4億365万2,669円となっております。簡易水道事業説明については以上でございます。

続きまして、農業集落排水事業のほうに移りたいと思います。令和6年度山江村農業集落排水事業会計決算書についてご説明申し上げます。ページは3ページをご覧ください。令和6年度山江村農業集落排水事業決算報告書、収益的収入及び支出でございます。収入、第1款、農業集落排水事業収益、決算額1億4,863万8364円でございます。次に支出、第2款、農業集落排水事業、決算額1億2,964万57円でございます。

続きまして、4ページをご覧ください。資本的収入及び支出でございます。収入、第3款、資本的収入、決算額573万7,000円でございます。次に、支出、第4款、資本的支出、決算額4,931万4,379円でございます。

続きまして、12ページをご覧ください。固定資産明細書、合計欄をご覧ください。年度当初現在高2兆3億341万697円でございます。当年度増加額、失礼いたしました。年度当初現在高から訂正いたします。23億341万697円でございます。続きまして、当年度増加額309万7,000円でございます。年度末現在高23億650万7,697円でございます。大変申し訳ございません。

簡易水道事業のほうでもちょっと読み間違いがございましたので、この場で訂正をさせていた

だきたいと思います。ページにつきましては12ページ、13ページになるかと思っています。大変申し訳ありませんが、さかのぼっていただければと思います。簡易水道事業会計決算書でございます。ページ13ページになるかと思っています。年度当初現在高13億8,951万8,400円でございます、当年度増加額につきましては1,413万4,269円が変わりございません。次に、年度末現在高、こちらは先ほど1兆と申し上げましたが、大変失礼いたしました。14億365万2,669円でございます。訂正いたします。以上で説明を終わります。

○議長（森田俊介議員） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。再開時刻を11時20分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時06分

再開 午前11時18分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

-----○-----

日程第14 議案第50号 山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第14、議案第50号、山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第50号についてご説明申し上げます。山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。提案者、村長名でございます。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

これは行政手続における特定の個人の識別をするための番号、いわゆるマイナンバーカードでありますけれども、その利用に関する法律第2条第8項として、マイナンバーカードの代替電磁記録に関する内容が1個追加をされておりますので、その変更に伴いましてですね、以下の項が1項ずつ繰り下げられたということでございます。いわゆる法律の改正によりまして今回改正させていただくというものでございます。

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するというものでございます。

-----○-----

日程第 1 5 議案第 5 1 号 山江村議会議員及び山江村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第 1 5、議案第 5 1 号、山江村議会議員及び山江村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第 5 1 号についてご説明申し上げます。山江村議会議員及び山江村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村議会議員及び山江村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出の提案者、村長名でございます。

提案理由でございますが、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年 6 月 4 日政令第 2 0 0 号）の施行に伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

引き続き、貸借対照表を添付しておりますけれども、上位法の改正であります。いわゆる上位法の改正がありましたので、山江村条例を一部改正するというようなものでございます。衆議院小選挙区選出議員及び参議院議員の選挙における後援に要する経費の限度額の引上げに伴いまして、山江村議会議員及び山江村長の選挙における選挙運動用ビラ、ポスターの公費負担に係る限度額を引き上げるというものでございます。

この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

なお、この条例による改正後の山江村議会議員及び山江村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降、その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるというものでございます。以上でございます。

-----○-----

日程第 1 6 議案第 5 2 号 山江村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第 1 6、議案第 5 2 号、山江村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 5 2 号についてご説明申し上げます。山江村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。提案者、村長名でございます。

提案理由でございますが、人事院規則（平成 1 0 年人事院規則 1 0 - 1 1）の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

引き続き、条例と新旧対照表を添付しておりますけれども、これもいわゆる人事院規則という上位法の改正に準じて、本条例の一部を改正するというものでございます。

育児に係る両立支援制度をいわゆる利用しやすい勤務環境に整備するという措置といたしまして、本人または配偶者の妊娠、出産を申し出た職員や、3歳に満たない子どもさんを養育する職員に対しまして、仕事と育児との両立支援制度等を周知し、その利用について意向確認を行うとともに、子どもさんや家庭の状況に応じた個別の意向に配慮した措置を講じるよう義務づけるというものでございます。

この条例は、平成7年10月1日から施行するというものでございまして、事項に関する経過措置は、公布の日から施行するというものでございます。

参考といたしまして、妊娠、出産等を申し出た職員、これからのために現在0名でございます。それから、3歳に満たない子を養育する職員につきましては、12名の方がおられます。以上でございます。

-----○-----

#### 日程第17 議案第53号 山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（森田俊介議員） 日程第17、議案第53号、山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第53号についてご説明申し上げます。山江村職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村職員の育児休業等に関する条例の自治部を改正する条例を別案のとおり改正するというものでございます。本日提出で提案者、村長名でございます。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び人事院規則（平成4年人事院規則19-0）の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

その条例と新旧対照表を引き続き添付させてもらっておりますけれども、これも法律が改正があったということですので、本条例の一部を関連する部分を改正するというものでございます。これは地方公務員の育児休業に関し、部分休業において現行の1日につき2時間を超えない範囲に加えて、1年につき条例で定める時間を超えない範囲、10日相当で1日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことを選択できるようにするというものでございます。

この条例は、令和7年10月1日から施行するというものでございます。

なお、経過措置といたしまして、この条例の施行の日から令和8年3月31日までのあいだにおける部分休業の承認を請求する場合におけるこの条例の改正後の第20条の4の規定の適用につきましては、同条第1号「77時間30分」とあるのは「38時間45分」、同条第2号中「10」とあるのは「5」とするものでございます。以上でございます。

-----○-----

#### 日程第18 議案第54号 山江村名誉村民条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第18、議案第54号、山江村名誉村民条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第54号についてご説明申し上げます。山江村名誉村民条例

の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村名誉村民条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。提案者、村長名でございます。

提案理由でございますが、生前に大きな貢献を成し、村民が郷土の誇りとする故人に対して、その功績を讃え、名誉村民の称号を贈るには、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただきますというものでございます。

名誉村民は、山江村に居住もしくは縁故が深いもので、大きな貢献を成しまして、郷土の誇りとして尊敬するものに贈る称号でございます。今までは生前に偉大な功績のあった故人につきましては、その名誉村民の称号を贈ることはできなかったわけですが、故人につきましても追贈することができる旨を規定させていただくということです。亡くなった方につきましてもその功績について該当すればですね、追贈、贈ることができるというものでございます。

この条例は、公布の日から施行するというものにしております。

-----○-----

#### 日程第19 同意第4号 山江村名誉村民の選定に関する同意を求めることについて

○議長（森田俊介議員） 日程第19、同意第4号、山江村名誉村民の選定に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、同意第4号についてご説明申し上げます。山江村名誉村民の選定に関する同意を求めることについてでございます。次の者を山江村名誉村民の選定をしたいので、山江村名誉村民条例第3条の規定により、議会の同意を求めるというものでございます。本日提出でございます。提案者、村長名でございます。

記として表を掲げております。出身地、熊本県球磨郡山江村でございます。氏名につきましては、吉無田春男氏でございます。故人でございます。

功績につきまして読み上げさせていただきます。山江村出身であり、競泳の日本代表として人吉球磨初の五輪選手として二度のオリンピックに出場された。1960年のローマ大会では、バタフライで5位入賞、翌年のユニバーシアード大会では、バタフライやリレーで金メダル、2年後の同大会でも自由形はリレーで金メダルを獲得され、翌年の東京大会では自由形に出場、その2年後のアジア大会では、日本選手団の旗手を務められたことは本村の名誉である。また、同人から寄贈された当時の新聞記事や日本代表ブレザー等は、山江村体育館入口付近に展示コーナーを設けている。山江中学校での講演や福岡県在住山江村出身者で構成する福岡丸岡会の会長を務められるなど、本村とのつながりが深い故吉無田春男氏、令和7年3月に85歳で死去でありますけれども、名誉村民に選定し、郷土の誇りとしてその偉大な功績を讃え、顕彰するものである。

提案理由でございますけれども、山江村名誉村民の称号を贈り顕彰するには、議会の同意が必要でありますので、提案させていただくというものでございます。山江村出身者であります故吉無田春男氏の偉大な功績を讃えまして、名誉村民としての称号を追贈するため、本村名誉村民条例の規定に基づき、議会の同意を求めるというものでございます。

今、小学校、中学校、高校生も含めてですね、社会人もそうですが、スポーツ大変活躍しております。ただオリンピックにはまだまだ届かないということでありまして、是非吉無田春男氏を名誉村民として追贈することによりまして、そういう方々の励みにもつながればと思っております。

ところであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

-----○-----

**日程第20 議案第55号 令和7年度山江村一般会計補正予算（第3号）**

○議長（森田俊介議員） 日程第20、議案第55号、令和7年度山江村一般会計補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第55号についてご説明申し上げます。令和7年度山江村一般会計補正予算（第3号）でございます。令和7年度山江村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるというものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,174万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億905万9,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、地方債の補正でございます。第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。本日提出でございます。村長名で提案させていただきます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それでは、議案第55号につきましてご説明いたします。

2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。主なものについてご説明いたします。款9、地方交付税につきましては、交付決定によりまして3,109万5,000円を追加するものでございます。款14、国庫支出金につきましては、後期高齢者医療制度関係システム改修補助金、重点支援地方交付金など3,004万4,000円を追加するものでございます。款15、県支出金につきましては、土地利用型農業競争力強化緊急支援事業補助金、森林環境保全直接支払事業補助金など1,692万1,000円を追加するものでございます。款17、寄附金につきましては、企業版ふるさと納税分200万円を追加するものでございます。款18、繰入金につきましては、村史製作委託料や社会体育プール解体工事に係る財源として、ふるさと応援基金や特別会計介護保険事業会計からの繰り入れなど、4,291万7,000円を追加するものでございます。款19、繰越金につきましては、令和6年度決算に伴う繰越額の確定により、1億1,759万3,000円を追加するものでございます。款20、諸収入につきましては、障害者自立支援給付費等国庫負担金及び県負担金の交付確定に伴う追加交付金など483万3,000円を追加するものでございます。款21、村債につきましては、電気自動車導入事業の実績による脱炭素化推進事業債の減額や、熊本県防災システム改修整備事業に伴う消防費債の追加など、630万円を追加するものでございます。

歳入合計、補正前の額に2億5,174万円を追加いたしまして、46億905万9,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。款2、総務費につきましては、財政調整基金などへの積立金、役場庁舎内外の修繕に係る修繕料、定額減税補足給付金など1億923万6,

000円を追加するものでございます。款3、民生費につきましては、黎明館外構舗装工事請負費や保育園等の運営に係る給付費など、2,130万6,000円を追加するものでございます。款4、衛生費につきましては、後期高齢者医療システム改修業務委託料など、301万3,000円を追加するものでございます。款5、農林水産業費につきましては、林業振興計画策定業務委託料や公有林整備業務委託料など、1,703万8,000円を追加するものでございます。款6、商工費につきましては、大川内トイレ解体工事請負費や丸岡公園防球ネット補修工事費など、997万2,000円を追加するものでございます。款7、土木費につきましては、淡島裏参道橋転落防止施設設置工事請負費、150万円を追加するものでございます。款8、消防費につきましては、県防災行政無線システム整備に係る県への負担金など、779万9,000円を追加するものでございます。款9、教育費につきましては、学校建築基金積立金や村史制作委託料及び社会体育プール解体工事請負費など4,585万1,000円を追加するものでございます。款10、災害復旧費につきましては、機械等借上料や淡島神社鳥居補償費など、729万3,000円を追加するものでございます。

4ページをお願いいたします。款12、予備費につきましては、2,873万2,000円を追加するものでございます。

歳出合計、補正前の額に2億5,174万円を追加いたしまして、46億905万9,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。第2表、地方債補正でございます。

1、追加、起債の目的、熊本県防災システム改修整備事業、限度額を640万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

2、変更、起債の目的、電気自動車導入事業、補正前の限度額990万円を補正後の限度額980万円とするもので、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。以上で説明を終わります。

-----○-----

## 日程第21 議案第56号 令和7年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算 (第2号)

○議長(森田俊介議員) 日程第21、議案第56号、令和7年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長(内山慶治君) それでは、議案第56号についてご説明申し上げます。令和7年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)でございます。平成7年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,060万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,285万3,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出の提案者、村長名としております。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 明君） それでは、議案第56号につきましてご説明いたします。2ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきましてご説明いたします。款3、国庫支出金につきましては、子ども・子育て支援事業費補助金、440万円を追加するものでございます。款10、繰越金につきましては、前年度決算額確定に伴いまして、620万7,000円を追加するものでございます。

歳入合計、補正前の額に1,060万7,000円を追加いたしまして、3億9,285万3,000円とするものでございます。

次に、3ページをご覧ください。歳出につきましてご説明いたします。款1、総務費につきましては、子ども・子育て支援金創設に伴うシステム回収費等、464万円を追加するものでございます。款3、国民健康保険事業費納付金につきましては、一般保険者医療給付費等、59万4,000円を減額するものでございます。款10、予備費に656万1,000円を追加いたしまして、歳出合計、補正前の額に1,060万7,000円を追加いたしまして、3億9,285万3,000円とするものでございます。以上、説明を終わります。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは訂正をさせていただきたいと思っております。

議案第56号でありますけれども、私、気付きませんでした。第1行目の令和7年度山江村の特別会計健康保険事業補正予算の件で、「平成」と言ったそうであります。大変失礼をいたしました。令和7年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）は、と読み替えさせていただきたいと思っております。訂正してお詫び申し上げます。

-----○-----

## 日程第22 議案第57号 令和7年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）

○議長（森田俊介議員） 日程第22、議案第57号、令和7年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案57号についてご説明申し上げます。令和7年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）でございます。令和7年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,716万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,716万円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。村長名としております。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 明君） それでは、議案第57号につきましてご説明いたします。2ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきましてご説明いたします。款8、繰越金につきまして

は、前年度決算額確定に伴いまして、8,716万円を追加するものでございます。

歳入合計、補正前の額に8,716万円を追加いたしまして、6億2,716万円とするものでございます。

次に、3ページをご覧ください。歳出につきまして、主なものについてご説明いたします。款5、諸支出金につきましては、過年度分国庫支出金の返還金、一般会計繰出金として5,492万7,000円を追加するものでございます。款8、予備費に3,222万7,000円を追加いたしまして、歳出合計、補正前の額に8,716万円を追加いたしまして、6億2,716万円とするものでございます。以上、説明を終わります。

-----○-----

### 日程第23 議案第58号 令和7年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）

○議長（森田俊介議員） 日程第23、議案第58号、令和7年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第58号についてご説明申し上げます。令和7年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）でございます。令和7年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ181万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,581万6,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出の提案者、村長名としております。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 明君） それでは、議案第58号につきましてご説明いたします。2ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。主なものにつきましてご説明いたします。款4、繰越金につきましては、前年度決算額確定に伴いまして、175万3,000円を追加するものでございます。

歳入合計、補正前の額に181万6,000円を追加いたしまして、5,581万6,000円とするものでございます。

次に、3ページをご覧ください。歳出につきましてご説明いたします。款2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、過年度の精算分といたしまして、96万9,000円を追加するものでございます。款4、予備費に84万7,000円を追加いたしまして、歳出合計、補正前の額に181万6,000円を追加いたしまして、5,581万6,000円とするものでございます。以上、説明を終わります。

-----○-----

### 日程第24 議案第59号 令和7年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）

○議長（森田俊介議員） 日程第24、議案第59号、令和7年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第59号についてご説明申し上げます。令和7年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）でございます。令和7年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,032万5,000円とするものがございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものがございます。本日提出でございます。村長名としております。

内容につきましては、企画調整課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それでは、議案第59号についてご説明いたします。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、款4、繰越金、令和6年度の決算額の確定に伴い、32万5,000円追加、歳入合計、補正前の額に32万5,000円追加しまして、2,032万5,000円とするものがございます

3ページをお開きください。歳出、款1、総務費、ケーブルテレビ事業に係る消費税など、29万2,000円追加、款4、予備費を3万3,000円追加し、歳出合計、補正前の額に32万5,000円追加し、2,032万5,000円とするものがございます。以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第25 議案第60号 令和7年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（森田俊介議員） 日程第25、議案第60号、令和7年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第60号についてご説明申し上げます。令和7年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

総則でございます。第1条、令和7年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものがございます。

収益的支出の補正でございます。第2条の支出につきまして、簡易水道事業費用の総額に700万円を増額をいたしまして、支出総額を1億1,492万2,000円とするものがございます。

次に、資本的収入及び支出の補正、第3条の収入につきましては、資本的収入の総額に1,210万5,000円を増額いたしまして、収入総額を1億133万7,000円とするものがございます。

支出につきましては、資本的支出の総額に1,200万円を追加いたしまして、支出総額を1億3,095万6,000円とするものがございます。本日提出になります。

内容は建設課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君） それでは、議案第60号についてご説明申し上げます。

ページは3ページをお開きください。令和7年度山江村簡易水道事業会計補正予算実施計画、

収益的支出でございます。支出、款2、簡易水道事業費用、補正前の額に営業費用、これは主に既存施設の機器修繕等に係る費用でございます、700万円を追加し、支出総額1億1,492万2,000円とするものでございます。

次に、4ページをご覧ください。令和7年度山江村簡易水道事業会計補正予算実施計画、資本的収入及び支出でございます。収入、款3、資本的収入、補正前の額に企業歳入990万円、工事負担金210万円、加入負担金10万5,000円、計の1,210万5,000円を追加いたしまして、収入総額1億133万7,000円とするものでございます。

次に、支出でございます。款4、資本的支出、補正前の額に建設改良費、こちらは簡易水道本管の延長に係る費用になります。1,200万円を追加いたしまして、支出総額1億3,095万6,000円とするものでございます。

ここでページは2ページにお戻りください。第4条、企業債の補正でございます。起債の目的は、簡易水道事業、補正前の限度額に990万円を追加いたしまして、補正後の限度額7,320万円にするものでありまして、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。以上、説明を終わります。

-----○-----

#### 日程第26 議員派遣の件

○議長（森田俊介議員） 日程第26、議員派遣の件を議題とします。会議規則第126条の規定により、お手元に配付しております内容で議員を派遣するものです。

これで提案理由の説明は終わりました。

また、6月議会定例会以降、要請が1件提出されて議会へ届いております。この件につきましては、それぞれ議員各位へ資料を配付することとしております。

以上で、本日の日程は終了しましたので、散会いたします。

ありがとうございました。

-----○-----

散会 午前11時58分

第 7 号

9 月 1 8 日 ( 木 )

# 令和7年第6回山江村議会9月定例会（第7号）

令和7年9月18日

午前10時00分開議

於 議 場

## 1. 議事日程

日程第1 一般質問

## 2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 白川俊博議員	2番 北田愛介議員
3番 本田りか議員	4番 中村龍喜議員
5番 赤坂修議員	6番 横谷巡議員
7番 立道徹議員	8番 西孝恒議員
9番 久保山直巳議員	10番 森田俊介議員

## 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

## 4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高橋忍君

## 5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 内山慶治君	副村長
教育長 内田正紀君	総務課長 蕨野昭憲君
税務課長 新山孝博君	企画調整課長 清永弘文君
産業振興課長 松尾充章君	健康福祉課長 山口明君
建設課長 今村禎志君	教育課長 迫田教文君
会計管理者 尾方路美君	農業委員会事務局長 一二三信幸君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（森田俊介議員） 本日は、会期日程第7、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、5名の議員の一般質問の通告がなされております。通告の順に従いまして許します。

なお、会議規則による発言時間は、質問・答弁を合わせて60分といたしますが、質問される議員におかれましては、提出された通告の内容に沿って、適切な質問をしていただきますよう要望します。また、質問の際に、答弁の繰り返しにならないようご注意ください。一方、執行部におかれましても、簡潔にわかりやすく答弁をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに9番、久保山直巳議員より、1. 小、中学生のSNS利用の現状と課題・対策について、2. 教育現場のコンプライアンスについて、3. 通学路の安全対策についての通告がでております。

久保山直巳議員の質問を許します。9番、久保山直巳議員。

#### 久保山直巳議員の一般質問

○9番（久保山直巳議員） おはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、久保山が一般質問させていただきます。

まずは、内田教育長におかれましては、このたびのご就任、誠におめでとうございます。今後本村の教育行政のさらなる充実、発展のためにご尽力いただけることを期待しております。

はじめに、小中学生のSNS利用の現状と課題、そして対策ということについてお伺いをいたします。昨今、パソコン、スマートフォンの普及に伴い、子どもたちがSNSを利用する機会が年々増加しており、その利便性の一方で、いじめ、誹謗中傷、個人情報の漏洩など様々なリスクが潜在化しております。

そこで、現状の把握についてということで、本村における小中学生のSNS利用の現状について、教育委員会ではどの程度把握されているのか、利用率や主な利用アプリ、例えばLINE、インスタグラム、T i k T o k、X（旧ツイッター）ですか、このようなアプリを使用時間帯など把握しているデータがあればお示しいただければと思います。お願いします。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） それではお世話になっております。今日は9月定例会、一般質問となっております。大きな項目についての村政の方針、また将来に対する予算等につきましては、私のほうから答弁させていただきますが、具体的な事務内容につきましてははですね、担当課長のほうから答弁してもらいますので、一日よろしくお願ひ申し上げます。

お尋ねの件につきましては、教育長が答弁いたします。

○議長（森田俊介議員） 内田教育長。

○教育長（内田正紀君） それではお答えいたします。今、議員もおっしゃいましたとおり、SNSの代表的なものにつきましては、ユーチューブ、LINE、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムといったものがありますし、本村の児童生徒も多くのSNSを利用しているという実態はあると認識をしております。今年1月に村内すべての児童生徒を対象に行いましたアンケートにおきまして、家庭で自由に使える情報通信機器の利用状況に関する項目がありましたので、そういったことに基づきながらお答えをさせていただきます。

まず、児童生徒の保有率についてでございますが、スマートフォンの保有率が、小学生30%、中学生では80%という実態がございます。また、タブレットの保有率につきましても小学生25%、中学生14%といった状況があります。こういったことから想像しますと、先ほどのユーチューブやLINE、インスタグラムの利用につきましては、具体的な数値を把握できておりませんが、かなり高いものと推測できます。ちなみに、山江中学校のホームページには、生徒会で運営をしているインスタグラムのコーナーがあるほどでございます。

使用時間帯についてですが、家庭での状況となりますので、一概にどの時間帯がということは答えになりませんが、家庭における利用時間帯の決まり事を決めていないという児童生徒の割合が30%ほどあります。その一方で、夜10時から翌朝5時までは使わないと決め、それを実行しているという児童生徒の割合が、約60%というデータもございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） ありがとうございます。スマートフォンについてはですね、中学生のほうが保有率が非常に高いということで、タブレットについてはですね、小学生が中学生より多いということは、やっぱりICT教育の関係かなと思いますけれども、使用時間についてもですね、10時から5時までは使用しないというような取り決めもされているというところであるようでございますので、そういったところの決め事を教育委員会のほうでもですね、先生方によりしくお伝えしながらお願いしたいと思います。

トラブルの発生状況ということで、SNSを介したいじめ、誹謗中傷、個人情報の流出など、トラブル件数はこの数年でどのように推移しているのでしょうか。また、対応マニュアルや相談体制の整備はされているのか、お伺いします。

○議長（森田俊介議員） 内田教育長。

○教育長（内田正紀君） それではお答えいたします。先ほどご紹介いたしましたアンケートの中に、インターネット上のいじめはありませんかという問いがございます。令和6年度までの3年間の状況についてご紹介いたしますと、令和4年度2件、令和5年度1件令和6年度2件となっております。発生状況としては横ばいといったような状況になっております。内容はLINEで悪口を書かれたといった内容が多くございました。これらについては、学校のほうで対応いただいて既に解決済みとなっておりますが、こういったアンケート終了後に、児童生徒や保護者からの相談により、数件のSNS上の相談があって、学校のほうでも把握をいただいているところ です。いずれも学校が相談を受けたことで対応ができております。

このようなSNS上のいじめ、あるいはトラブルについても令和3年6月に策定しております山江村いじめ対応マニュアルに基づいて、各学校に設けてあります学校いじめ等防止対策委員会において対応することとしております。

また、相談体制につきましても、担任だけではなく、どの先生にも相談ができるように、校内で共通理解を図られて、そういった対応をとれるようにしているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） 3年間ということ、件数的には少ないなと思いました。そしてまた、いじめ対応マニュアルとかもですね、設置をされているということで安心しました。

それでは次に、保護者との連携体制ということで、SNS利用について、保護者との連携や情報共有はどのように行っておられるのか。家庭内でのルール作りや支援、講演会、説明会などの実施状況について伺います。講演会についてはですね、児童向け、大人向け、教員向けとあろうかと思しますので、その付近も含めてよろしく申し上げます。

○議長（森田俊介議員） 内田教育長。

○教育長（内田正紀君） それではお答えいたします。先ほどのアンケートの中に、同じように家庭で自由に使える情報通信機器に係る家庭でのルールはありますかという問いがございます。その問いに対しまして、ルールがあると答えた小学生の割合は66%、中学生は55%という結果になってございます。

このような状況を踏まえつつ、各家庭への啓発を行っているところでございます。啓発方法については、学校、学級だより、あるいは学校ホームページでの啓発、学年初めや学期末に開催されるPTAの懇談会等の場を生かして、啓発を行っていただいているところです。

各学校においても児童生徒の発達段階に応じた情報、モラル、教育というのは継続に行っておりますけれども、家庭内でのルールがまだ十分至っていないという現状もございますので、そういったルール作りも必要であるという認識に基づいて、そういったことにつながっていくような講演会の開催を、今後計画して周知をしまいたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） 講演会などですね、今後実施していかれるということでございますので、よろしくおっしゃりたいと思います。

それでは、今後の対応と本村としての方針ということで、SNSを取り巻く環境が今後さらに多様化する中で、本村としてはどのような方針、また対策を考えておられるのか、今後の課題と展望をお伺いします。

○議長（森田俊介議員） 内田教育長。

○教育長（内田正紀君） それではお答えいたします。まず、議員もおっしゃいましたとおり、SNSの利用につきましては、なお一層拡大していくものと認識をしております。だからこそ、その使い方、接し方については、子どもたちにその力をしっかりと身に付けさせていく必要があると強く感じているところです。

そこで、以下の3点についての取り組みを強化していきたいと考えております。

一つ目が、保護者、児童生徒と一緒に学べるリテラシー教育の充実です。リテラシー教育というのは、必要な情報を適切に選択し、活用する能力の向上、あるいは、誹謗中傷、フェイクニュースの拡散防止への貢献、さらにインターネットなどの安全な活用といった内容が含まれておりますので、こういったリテラシー教育を、学校と家庭、地域社会が一緒になって取り組むことで、

児童生徒だけではなく、保護者にも学んでいただくことで、家庭のルールづくりにもつながっていかと考えております。

2点目に、命を守る教育の推進です。これまでもすべての教科領域において、自他の命を大切にできる態度の育成といったことについては、学びを積み上げていただいておりますが、相手の顔が見えにくい、あるいはなりすましというSNS上ならではの危険性もあり、簡単に事件に巻き込まれたり、他人を傷つけたりということも予想されますので、これまで以上に命を大切にできる教育の推進を進めていきたいと考えております。

そして3点目に、現在も取り組んでおりますが、毎週木曜日をメディアコントロールデーということで取り組んでおります。これは朝、村内の放送におきまして、メディアコントロールをして、家族団らんの日として活用しましょうという周知を行っておりますので、こういったことをさらに強化しながら、メディアをコントロールして、家族の時間を確保できるような子どもたちの育成につなげてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） 三つですね、項目を教育長より掲げていただきましたが、本当に一番大事なのは、命を大切にできる教育だと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

続きまして、2番の教育現場のコンプライアンスについてということでございますが、文部科学省によりますとですね、2023年度、セクハラと不適切な行為で懲戒処分を受けた、公立の小中学校や高校などの教育職員は、合わせて320名でしたと。前年度より79名増え、今の形で統計をとり始めた2011年度以来、過去最高となりましたと。教育は子どもたちの人格形成と社会的自立を支える根幹であり、その現場に対する信頼は、地域社会全体の土台ともいえます。

しかしながら、昨今、教育現場における不適切な言動や情報管理の不備、公私混同ともとられる行為などが報道される事例が見受けられます。教育現場におけるコンプライアンスとは、単に法令を守ることにとどまらず、倫理観や公的責任を自覚し、適切な判断、行動をとることが求められます。

そこで本村におけるコンプライアンスの体制の現状ということで、小中学校におけるコンプライアンス体制の整備状況について、教育委員会として、教職員向けにどのような法令遵守やハラスメント防止の研修実施をしておられるのか、お伺いします。

○議長（森田俊介議員） 内田教育長。

○教育長（内田正紀君） それではお答えいたします。不祥事防止に向けては、すべての学校において年度当初に全職員を対象に研修を行っていただいております。その上で各自不祥事根絶宣言書の作成をお願いしております。この宣言書につきましては、各学校の校長先生方が確認された後、先生方は職員室のそれぞれの机上の見えるところに置かれ、いつでも自身の宣言書を確認できるようにしていただいているところです。

その研修内容につきましては、教育公務員としての服務、飲酒運転防止、さらには児童生徒との関係性の確立、例えば、私的なメール等のやり取りはしない。体罰や暴言、不適切な指導はしないといったもの、さらには公費及び学校徴集金の取り扱い、そして各種ハラスメント等の防止など多岐にわたっております。そのほかにも新聞記事を活用しました管理職からの講話、あるいはボトムアップ形式による不祥事防止研修を定期的に行っていただいているところです。また、毎月開催します村内の校長会におきましては、各校長先生方と不祥事防止に向けた情報を共有し

ながら、私のほうから話をさせていただいているところです。

いずれにしても、教育公務員としての自覚とプライド、それを持った教職員であってほしいなと願うところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） 先生方においてはですね、宣言書を提出していただいているということで、自覚を持ってですね、現場で子どもたちと接していただいていると思っております。

次に、通報、相談体制ということで、教職員や児童、生徒が不適切な対応を受けた際、安心して相談、通報できる体制は整っているのでしょうか。実際どのように運用されているのかお伺いします。

○議長（森田俊介議員） 内田教育長。

○教育長（内田正紀君） それではお答えいたします。学校では、ハラスメント防止相談員を2名ずつ指名してございます。教職員間のハラスメント行為が発生、あるいは疑われるような事案が発生した場合には、相談員にすぐ相談できる体制が整っております。

また、児童生徒が安心して相談できるためには、信頼関係の構築が必要であると考えております。そこで、日頃の学級経営を大事にした取り組み、あるいは定期的な面談の実施等により、児童生徒に寄り添った取り組みを継続していただいているところでございます。

また中学校におきましては、担任を複数担任制としてあるほか、スクールカウンセラーにも相談できる体制を整えており、生徒に配慮した相談体制を構築しているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） ハラスメント防止の担当の先生を2名と、またスクールカウンセラーも入った中でですね、そういった相談とか体制を整えられているということで安心をしました。

次に、不祥事発生時の対応ということで、仮に教育現場で不適切な事案が発生した場合、教育委員会ではどのような対応、フォローを定めておられるのでしょうか。第三者機関の関与や情報開示の方針についてお伺いをいたします。

○議長（森田俊介議員） 内田教育長。

○教育長（内田正紀君） それではお答えいたします。まず児童生徒にかかる不適切な事案が発生し、確認できた場合には、まずもって校長のリーダーシップのもと、まずは被害児童生徒の保護の対応を最優先といたします。そして状況に応じて、関係機関であります警察、児童相談所をはじめとする機関への通報と連携により、事態の解決に向けた対応を教育委員会とともに進めてまいります。

情報開示につきましては、児童生徒の保護といった観点を尊重するとともに、人権に配慮した開示のあり方を考慮した上で行うこととしてございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） 第一にですね、児童の保護ということで対策をとられるということでございますので安心をしました。

それでは、最後になりましたが、今後の課題と取り組みということで、今後さらに信頼される教育現場をつくっていくために、教育委員会としてどのような改善策や、新たな取り組みを考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（森田俊介議員） 内田教育長。

○教育長（内田正紀君） それではお答えいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づき、教育委員会では、山江村学校運営協議会規則を定めております。この規則で、学校運営においては、教育委員会と校長の権限と責任の下、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むという趣旨がございます。

この協議会には、保護者、地域住民、学識経験者、当該校の校長、教職員等15名ほどを委員として任命をしております。この会の中で、校長から学校経営方針にかかる説明を行い、そして各委員から貴重なご意見とご協力をいただく場になっております。学校が閉鎖的にならないように、より一層開かれた学校づくり、信頼される学校づくりに資する場となっているところです。

また、各学校の学校運営協議会の代表者の方にお集まりいただき、総括会を年に1回開催をしております。学校運営協議会のさらなる充実に向けて、3校の情報を共有しながら、この協議会の充実につなげてまいりたいと考えてございます。

また、各学校においては、年度末に学校評価を提出いただいております。これは学校のホームページにも公開をしておりますが、それぞれの学校教育活動全般について、児童生徒、保護者、教職員によるアンケート結果がまとめてあります。各アンケート結果に対する三者の捉え方を比較、考察できますので、その後の学校運営に活かすことのできる貴重なアンケートになっております。さらなる信頼関係の構築に向け、教育委員会としてのこのアンケート結果を共有しながら活用をしているところです。今後も学校運営協議会の場での協議、あるいは学校評価の継続とその内容の共有を図りながら、教育委員会としての指導や学校支援のあり方に活かしてまいりたいと考えております。

そして、信頼関係の構築に向けては、まずもって先生方が健康で、児童生徒としっかりと向き合い、日々の学習指導、生徒指導に取り組んでいただくことが大前提であると認識をしております。そのためにも先生方の働き方改革の推進、あるいはストレスチェックの実施や産業医の活用等により、教職員の健康維持と把握に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） 今、教育長からですね、学校、そして教育委員会、地域と共に取り組んでいくということをおっしゃっていただきましたので、安心をしました。全国的にですね、不祥事がなくなればと願うところではありますが、本村の教育現場においてもですね、引き続き健全な教育環境づくりをお願いしたいと思います。

続きまして、3番の通学路の安全対策についてということでございます。村内にはですね、歩道のない狭い道路を通学に利用せざるを得ない児童生徒が多く、通学時間帯には、交通量や速度に不安のある箇所も見受けられます。特に朝夕の通学時においては、児童と車両との至近距離をすれ違う箇所もあり、保護者や地域住民の方からも子どもの安全確保を求める声が出ております。

そこで、通学路における設置状況ということで、本村の歩道のない通学路のグリーンベルト設置状況をお伺いします。

○議長（森田俊介議員） 迫田教育課長。

○教育課長（迫田教文君） それではお答えいたします。本村では、児童生徒の安全確保のため、毎

年学校、総務課、建設課、教育委員会、警察、県土木部と合同で通学路点検を行い、危険箇所の把握と必要な対策を進めております。ご質問の歩道がない通学路へのグリーンベルト設置状況につきましては、県道では、相良人吉線の1分団詰所からタクールやまえ営業所付近、やまえ堂から岩ヶ野公民館付近、坂本人吉線の柳野団地から万江小学校入口までの区間に設置してあります。

村道では、側道1号線、長ヶ峰手石方線、井手ノ口県道線、味園涼松線、南永シ切西章鹿倉線、岩ヶ野板野線、県道下段線の各区間の一部に設置してあります。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） ありがとうございます。新しく道路の舗装とかですね、やり変えられた場合には、グリーンベルトまで設置をされてですね、徐々に進んでいるところだと思いますが、私もちょっと廻ってみまして、危険箇所ということで例を挙げますと、県道寺ノ下線ですね、こちらの県道に向かうところのグリーンベルトは設置がないということと、東浦地区のですね、板野から上板野線ですね、こちらはかなり狭くて、グリーンベルトが必要ではないかと思ひますし、また、その板野上板野線からですね、村道の山江錦線を横切る横断歩道がありますけれども、ここについてはですね、小山田地区から赤坂を下るところなんです、左カーブになっておりますので、非常に地域の方から横断歩道の部分が見えにくいというような声が聞かれます。そこで、ここの横断歩道のですね、グリーンベルト化をどうかなと思うわけでございます。また、味園大王線ですね、県道を横切る横断歩道ですね、こちら横断歩道のグリーンベルト化をしたほうがいいのではないかと思ひます。また、県道高寺線ですね、県道を横切る横断歩道のこちらのほうもですね、最近通学の児童もかなり少なくなっておりますけれども、通学時はあんまり利用がないんですが、帰りの下校時はこの通りをですね、横断歩道を渡って帰られるというのを見受けられますので、設置はどうかと思ひます。また、そのほかにも多々そういった箇所はあろうかと思ひます。民生委員さん、子ども見守りボランティアさん、早朝街頭指導として交通指導員さんが立たれる箇所ですね、横断歩道についても、やっぱり危険性があるので立っておられるということでありますので、できればそちらのほうの設置は必要と思ひます。

グリーンベルトを設けることでですね、視覚的、物理的にゾーンを分け、交通安全性の向上が期待できます。また、景観向上やヒートアイランド対策にも寄与するものであります。特に交通量の多い通学路においては、早急な設置が必要かと思われまひます。関係機関との協議、調査も必要と思ひますけれども、優先順位にて計画的に設置いただけないか、そのことのお考えをお伺ひします。

○議長（森田俊介議員） 迫田教育課長。

○教育課長（迫田教文君） それではお答えいたします。通学路における児童生徒の安全確保につきましては、これまでも先ほど申しましたとおり、毎年関係機関と毎年通学路の点検を実施し、危険箇所の把握と対策に努めているところでございます。

ご指摘のグリーンベルトの設置につきましては、議員申されたように、歩行空間を明示し、自動車運転者への注意喚起につながる有効な対策の一つであると認識してあります。

本村におきましてもこれまで通学路点検の結果等を踏まえて、学校からの要望や、交通量が多く歩道整備が困難な区間を中心に順次対応を進めてあります。今後につきましても児童生徒の安全確保を最優先に、交通量や通学路の危険度を基準とした優先順位を設け、関係機関と協議

しながら、計画的な設置を検討してまいります。

併せて、グリーンベルト以外の安全対策、例えば、路面表示や警告看板、地域の見守り活動の強化など、多面的な取り組みを合わせて進めることで、より効果的な通学路の安全確保に努めてまいります。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） 課長のほうからですね、多面的な対策を取り組んでいくということでお聞きしましたので安心をしました。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員） 次に、7番、立道徹議員より、1. 再生可能エネルギーについて、2. 村営住宅建て替え（林田団地・新寺の下団地）について、3. 山江村社会体育プール解体工事について、4. 役場駐車場について、5. 役場職員の勤務及び健康管理状況についての通告がでています。

立道徹議員の質問を許します。7番、立道徹議員。

#### 立道 徹議員の一般質問

○7番（立道 徹議員） 議長のお許しをいただきましたので、7番議員、立道が通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目は、再生可能エネルギーについて、2点目は、村営住宅建て替えについて、3点目は、山村社会体育プール解体工事について、4点目は、役場駐車場について、最後が、役場職員の勤務及び健康管理状況についての5点について質問いたします。

まず、1点目の再生可能エネルギーについてでございます。

再生可能エネルギーとは、石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーと違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など、自然界に常に存在するエネルギーのことということです。その内容は、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存在する熱、バイオマスとあります。利用の形態は電気熱、燃料製品ということでございます。

昨年、令和6年度にはですね、再生可能エネルギーゾーニング計画策定支援業務計画策定、この山江村の地形にあわせ、村民の皆様のご協力によって計画されました。そこで公共施設を利用してですね、導入する計画があるということでございますけど、その導入計画についての説明並びに村の支出、持ち出しがあるのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。令和5年度に策定しました山江村再生可能エネルギー導入計画において、公共施設への導入を計画していたことから、令和6年度においては、施設の標準耐用年数が、残年数が20年以上ある建物を対象に、公共施設再生可能エネルギー導入調査を実施したところでございます。

令和7年度において山江中学校体育館、また、山江村農村環境改善センターの屋根に太陽光発電設備を設置する方向で現在進めておりますが、施設の管理者であります教育委員会並びに産業振興課、総務課にも事業の内容について説明を行っているところでございます。

今回、公共施設における再生可能エネルギーの導入につきましては、環境省の補助金を活用しており、設備を設置する民間事業者が申請者となっております。村につきましては、施設を提供する共同事業者となることから、設備の整備に関しまして山江村の財政負担はございませんが、設置後の設置事業者との電気の利用、電気料金に関して、P P A契約、電力売買契約を締結することが必要となりますので、使用した分の電気料金の支払いにつきましては、山江村の負担が発生するかと思います。現在の電気料金の単価より安い単価で契約することを予定していることから、電気料金の削減を図ることができると考えております。また、併せて今回蓄電池も整備することから、災害時に避難所となります体育館への電力供給も想定しているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） 村としてはですね、ほとんど支出は、持ち出しはないということでございます。現在もですね、山江村総合エネルギー検討委員会が開催されていると思いますけど、今後どのような導入計画を考えておられるか、話し合いの中でですね、伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。世界的な動きとしまして、2015年国連気候変動枠組条約第21回締約国会議、通称C O P 2 1でございますが、こちらにおいて採択されましたパリ協定では、全世界で温室効果ガスを抑制しながら、世界の平均気温を産業革命以前に比べ、上昇幅を1.5度に抑えることを世界共通の長期目標として掲げておりますが、近年、日本国内においては、全国で記録づくめの猛暑日が続く異常気象や、線状降水帯の発生による災害など、温暖化による気候変動の影響が懸念されているところでございます。

このような状況の中、山江村におきましても山江村総合エネルギー検討委員会において、気象上昇幅1.5度を目標にしつつ、2022年12月に宣言いたしました「山江村ゼロカーボンシティ宣言」のとおり、鎮山親水を復興理念として掲げながら、二酸化炭素縮減に向けた様々な事業を、村民の皆様、事業所、行政が一体となって進めることとしております。

今回の公共施設への再生可能エネルギーの導入につきましても、令和5年度に策定しました山江村再生可能エネルギーの導入計画を基に、令和6年度に実施しました公共施設再生可能エネルギー導入調査の結果から、設置可能な施設を検討し、順次整備を進める方針で決定をしております。

なお、整備に当たっては、現在の太陽光パネルに加え、次世代の太陽光パネルなど新技術の導入も検討しながら、脱炭素社会の実現に向けて整備を導入していく計画でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） ゾーニング計画のいろいろ策定計画の中で、村民の方もですね、協力されて、会議等には出席されましたけど、この山江村ではですね、地形に応じて水力とか風力とか地熱、いろんなことを検討されたわけでございますけど、これは将来的には太陽光のみでいかれるわけですかね。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。まず公共施設につきましては、太陽光を基本的に設備を進めていきたいと考えております。そのほかエネルギーとしましては、小水力

発電、また木質バイオマス、この三つを基本的な再生可能エネルギーの導入という形で計画しているところがございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） 計画はされていますけどですね、実際水力発電なんかは、この自然災害に対してやっぱりいろんな検討をしなくては、一瞬です、水害でやられてしまうということもありますので、そのへんは慎重に検討していただきたいと思います。

次にですね、現在も各家庭において省エネ家電買替促進補助金等がありますが、今後も継続していく考えであるのか、伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。省エネ家電買替促進補助金につきましては、エネルギー消費能力の優れた家電製品の普及を促進することにより、家庭における温室効果ガスの排出量並びに電気消費量の削減を図るため整備した補助金で、行政だけでなく、村民の方にも環境問題、再生可能エネルギーへの理解を深め、村民とともに2025年のゼロカーボン脱炭素社会への取り組みを推進するために、省エネ家電への買い替えを促進しているところがございます。

なお、補助金の継続につきましては、省エネ技術の進歩に併せ、要項とも見直しながら、脱炭素社会への取り組みをさらに進めるため、省エネ家電買替促進補助金のほうを継続したいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） 村長には最後にまとめてからお願いします。

では次の質問に入ります。2点目はですね、村営住宅建て替え、林田、寺の下とありますけど、これも説明会が行われたということですが、入居されている方への方向性はある程度把握されたと思います、候補地等の検討もされていると思いますが、今後の計画というか、そしてまた説明会をまた引き続き行われるか、そのへん伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君） それではお答えいたします。ご質問にございましたように、村営住宅（林田団地及び新寺の下団地）の建て替えにつきましては、令和6年11月28日から令和7年9月30日、今月末になりますが、これを履行期間としまして、業務委託契約により建て替えに伴う基本計画を策定中でございます。先月となります。8月28日、29日の2日間にわたりまして、夜間に林田団地及び新寺の下団地の入居者の皆様に対しまして、説明会を行ったところがございます。

これまでの経過と用地選定等の進捗、並びに今後のスケジュール案をご説明申し上げたところでございます。対象世帯が41世帯ございまして、参加世帯は30世帯ということで、私どもすべての入居世帯に対してご説明する考えでございますので、来られなかった方向けの全体説明会は、今年9月25日に一度予定しております。その後につきましては個別です、日程を調整しながら説明を行うこととしておりまして、全員の方にご説明申し上げます所存です。

またこのような機会をいただきましたので、現在のスケジュール案を申し上げさせていただきたいと思います。まず令和7年度、本年度でございますが、建て替え事業計画用地の選定を行っております。そして、建て替え用地の買収交渉を予定しております。それから令和8年度、造成・

土木工事の設計着手を予定しております。

それから建て替え住宅の基本設計の着手、それから住宅跡地の活用の検討も進めていかなくてはならないと考えております。次に令和9年度に入りまして、建て替え住宅の実施設計に着手いたします。そして造成・土木工事、実際の工事に着手という形になります。それから令和10年度、ここから建築関係工事に入ってまいります。戸数が多ございますので、令和10年度、11年度は建築工事関係が主になってまいります。そして令和12年度には建築関係工事が竣工いたしまして、旧団地の解体、撤去を行う設計のほうに着手してまいりたいと考えております。そして令和13年度になりまして、いよいよ入居開始ということで、入居者の皆様が入居を終わられた後に、旧団地の解体撤去工事、また解体撤去工事が終わりましたから、跡地の実際の活用等に着手していくことになるかと今のところでは案で考えております。

このような案としておりますけれども、今後につきましても年度ごと事業の進捗を見ながら、入居者の皆様に説明とお知らせを行いながら、ご意見を賜りながらですね、進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） まもなく候補地もいろいろ決定されると思いますので、候補地のこともやっぱりいろいろ説明会で慎重に検討されて、候補地の決定もお願いしたいと思っております。

次の質問に入ります。3点目はですね、山江村社会体育プール解体工事において、3点ほど伺いたいと思っております。

まず1点目がですね、家屋の、プールも家屋なんでしょうけど、解体工事においてですね、現地を調査して設計に入ると思いますが、設計時点で、今回予算計上、補正予算に付けられています800万円ありますけど、この調査等は考慮していなかったのか伺いたいと思っております。

○議長（森田俊介議員） 迫田教育課長。

○教育課長（迫田教文君） それではお答えいたします。議員ご指摘のとおり、設計段階で詳細な調査を行っていくことが望ましいと考えております。しかしながら、当該施設の設計時点において、建築図面や施工時期などを踏まえまして確認を行ったものの、アスベスト使用を明確に特定できる状況ではありませんでした。そのため、法令に基づきまして、工事着手前の事前調査による専門業者が分析を行い、その結果に応じまして適切に対応する計画としておりました。今後は、設計段階からより丁寧に調査を行うよう改善を図ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） 私は土木専門ですけど、建築の場合ですね、県の解体工事特記仕様書の中にはですね、一番最後のその他にアスベスト除去とあります。アスベストの含有の有無については、事前にアスベスト含有の調査を行うこと、このへんがですね、工事の入札が終わった後にするのか、そのへんがちょっと微妙なところなんですけど、その後アスベストの分析により検体が確認されたら、事前に分析業者と打ち合わせを行うこと。なお分析業者の手数料は本工事に含むものとするを書いてありますけど、これ本工事には最初含まれていたんですかね、いかがでしょうか。

○議長（森田俊介議員） 迫田教育課長。

○教育課長（迫田教文君） それではお答えいたします。この工事につきましては、入札後、工事着手前にアスベスト事前調査を行い、その結果をもとに必要な除去工事を追加で行う設計としてお

りました。これは大気汚染防止法によりまして、解体工事前に事前調査を行い、必要な場合は法令に従って除去工事を行うことが義務付けられているためであり、現在の解体工事では広く採用されている一般的な方法でもあります。

従いまして、設計段階で費用を確定するのではなく、調査結果を踏まえまして、適正に工事内容を確定できる仕組みとしておりました。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） 金額がですね、800万円ということですから、そのへんは発注者側としては最初に調査が終わってから、結果論でしょうけど、そのへんはいかがだったんでしょうか。

○議長（森田俊介議員） 迫田教育課長。

○教育課長（迫田教文君） それではお答えいたします。設計段階におきましても、建築年代や構造から、アスベスト含有の可能性は念頭に置いておりました。しかし、図面や記録のみで具体的な使用部位を特定することは困難であったため、事前調査の結果をもとに費用を確定することとしていました。

今回の調査でプールサイドのモザイクタイル、更衣室の外壁、トイレの内装にアスベスト含有が判明いたしました。これらにつきましては、大気汚染防止法や労働、安全衛生法等の関係法令に基づきまして、専門業者が飛散防止や作業員の安全対策を徹底し、廃材も適正に処理いたします。このため、先ほど議員も申されましたように、追加費用を補正予算に計上させていただいているところでございます。今後も安全かつ適正に対応してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） いろいろですね、事前調査の結果は、プールサイド、更衣室、外壁、トイレ内壁とアスベストが確認された箇所ということで、いろいろですね、これまで使用していた子どもたち、そういうところで使用してきたということで、ちょっと不安がられている保護者たちもいらっしゃるのではないかと思いますけど、いろいろ吸引により健康被害の恐れがありますので、今後ですね、村営住宅なんかの解体の工事のときにも、このへんはですね、コンサルさんとうまい具合に打ち合わせしながら検討していかないと、住宅あたりは莫大な金になると思いますので、そのへんよろしくお願ひしたいと思います。

では次の質問に入らせていただきます。4点目は役場駐車場についてですけど、常に使用されている駐車場であります。凹凸があり、何箇所も雨の後には水たまりができ、その場所には駐車できない状況である。そしてまた、この駐車場を利用してですね、今回も栗まつり等イベントが行われますけど、その駐車場の整備とか舗装、白線ももう消えかかっていますので、いろいろ出費多難の折でしょうけど、工事の考えはないか伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。役場前の駐車場につきましては、整備された時期をですね。ちょっと調べてみましたが、わかりませんでしたので、そのような状況ではございますけども、舗装の傷み具合等を考慮いたしますと、相当の年数が経過しているというふうな推測しております。その後、雨水などの排水処理が悪いことから、平成18年度に排水処理の整備工事を施工しております。

しかしながら、議員今申されましたとおり、年数経過によりまして、舗装の劣化や排水処理施

設の土砂の堆積などで、処理能力が低下しており、大雨後に多くの箇所水たまりができ、イベント開催時や車の乗り入れなどで不便な箇所が見受けられる状況であることは、認識をしているところでございます。

関連いたしまして、ヘリポートがある駐車場につきましては、令和元年度に舗装整備を防災関連の補助事業を活用しまして実施したところでございます。現時点では役場駐車場整備工事の計画は予定をしておりますけれども、まずですね、活用できる補助事業がないか、それから充当できる地方債や基金等をまた確認をしながら、そしてまた、今後大規模な事業等の実施も予定されておりますので、その財政の見通しですね、そのようなものも考慮して、まず財源の確保に努めましてですね、整備につきましては前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） ちょっと平米数が多いから高額になると思いますけど、本当いろいろこれから事業をしていく行政としてはですね、頭の痛いところかもしれませんが、よろしく願いたいと思います。

では最後の質問に入ります。役場職員の勤務及び健康状況についてということで、現在病気等で長期休暇の職員がいるようですが、今現在の状況をお願いしたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。本日現在で長期休暇をしている職員の状況につきましては、1カ月以上の病気休暇が1名、育児休暇が3名でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） 役場職員の方もですね、定数よりもちょっと少ないということで、1人欠員するだけでもやっぱりいろんな周りの方に負担がかかると思います。健康診断、人間ドックの推奨状況はということで、そしてまた、再検査の受診等はちゃんと受けられているか、そのへんの把握はあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。職員の健康診断及び人間ドックの推奨状況についてでございますけれども、まず人間ドックにつきましては、以前は受検資格が30歳以上の職員が対象でしたが、今は広がりまして、75歳未満の職員が対象となっております。熊本市町村共済組合の組合員の職員及び会計年度任用職員に推奨しているところでございます。なお、受検コースにより同組合から助成等もございます。本年度は職員が26名、会計年度任用職員等が7名の合計33名が受診予定でございます。

また、職場健診につきましては、人間ドックを受診しないすべての職員が対象として推奨しております。本年度は職員が42名、会計年度任用職員が39名、それから協議会の職員等が3名の合計84名が受診予定でございます。

それから診断の結果ですね、再検査となった場合につきましては、医療機関から本人に直接通知や連絡等により、受診の勧奨がございまして、それをもとに個人の判断で受診をしていたかどうかでございます。村の方ではですね、従いまして、正確なニーズというのは把握していない状況でございます。ただ職員からですね、相談等ございましたら、衛生委員会等もございまして、そのようなものを通じてですね、医療機関の受診を促すなどの対応を行うことにな

っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） 健康診断の結果あたりは、役場の方には一覧表というかコピーとかなんかは預かっていないんですかね。民間企業はそういうコピーを、個人情報ですけど管理している状況ですけど、いかがですか。

○議長（森田俊介議員） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。まず人間ドックにつきましては、市町村共済組合のほうで行っておりますので、役場のほうではございませんが、職場健診につきましては、役場のほうにもその情報というのは来ておりますので、状況としては一覧がございますので、これにつきましてはですね、個人情報等がございますので、担当のほうでですね、慎重に管理しているところでございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） では次に、ストレスチェックと高ストレスチェックの職員への対応はいかがでしょうか。

○議長（森田俊介議員） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。ストレスチェックにつきましては、先ほど申しました衛生委員会、山江村の衛生委員会の年間計画に基づき、セルフケアのさらなる充実、それから働きやすい職場環境の形成を目的に、産業医及び衛生管理者を実施者といたしまして、毎年度行っているところでございます。本年度が実施期間を7月25日から8月15日までで、令和7年8月1日時点で役場で働く全職員をですね、対象に実施をしております。ストレスチェックの結果ですね、高ストレスの判定を受けた場合は、産業医の医師に面談を実施していただくとしております。その面談により重度な治療が必要な場合は受診を促すこととなります。

そのほかですね、この衛生委員会では、年5回程度の会議、それから職員のストレスや変調などの確認や職場環境を改善するための巡視、それから職場でのパフォーマンスを高め、ストレスの軽減、心身の健康保持を図るための産業医による講演会などをですね、行いまして、高ストレスにならないための取り組みも行い、職員の健康管理に努めているところでございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） では今のところは誰もいらっしゃらないということでございますかね。

○議長（森田俊介議員） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。このストレスチェックの受診率につきましてはですね、99%、ほとんどの方が受けておまして、その中で毎年度ですね、高ストレスの方は若干おられます。そのような方で、全員の方は面談をしておりますが、面談を実施している方は毎年数名ほどおられる状況でございますので、そのような場合、先ほど申しましたとおり、産業医の医師による面談を行ってですね、適切な対応を行うということになるかと思っております。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） 次に移りたいと思います。いろいろですね、今、パワハラとかいろいろな問題がありますが、人員配置、適材適所、部署の必要性があるのではないかと思いますけど、そのへんお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野総務課長。

○総務課長（藤野昭憲君） それではお答えいたします。本村が掲げております総合振興計画等に定められた施策を実現し、各種事業を計画的に進めていくためには、職員の人員配置これにつきましても重要であると考えております。職員一人一人のスキル、適性、経験を考慮して、適材適所の部署へ配置することで、モチベーションが向上し、事業が順調に進み、業務効率を高めることにつながると考えております。

ただ、新しい事業に取り組む課や時期的に仕事量が増加する課などですね、様々ございます。また、退職者や長期休暇者の増加等により、少ない人数でストレスを抱えながら職務に当たっている職員や、精神的な負荷がかかっている職員も出てくる恐れもございますので、今後ですね、そのような長期休暇につながらないようにですね、衛生委員会等でもしっかり注視しながら、限られた人数をいかにバランスよく、適材適所も考慮して配置するかが課題であると考えております。

今後につきましては、現在進めております生成AI活用による効率的な行政運営に努めることで、職員の負担軽減を図るとともに、各課の業務の進捗状況や課題等を考慮しながら、さらにはですね、これまでも行ってありますが、職員の希望調査ですね、このようなものも行った上で、人員配置を検討していく必要があると考えております。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 職員の人事異動の件でありますので、私のほうからも答えさせていただきますけれども、正規職員が大体山江村60数名と、それから会計年度任用職員を入れたら学校含めて100名を超える人員が今、働いているということでもあります。ただ、会計年度任用職員についてはですね、自分の希望によって応募されまして、面接によってその職場が決定するということでもありますので、そんなに心配はしておりませんが、職員の人事異動はですね、非常に難しい部分がありまして、60数名、その全員が全員、課長、係長等の職もあり、自分の思うようなところで仕事をするというわけにはなかなかいかないという実情もあります。最後のほうで総務課長が言いましたとおり、希望調査も取っておりながら、できるだけ職員の希望に添った形ですね、今、全体的な異動、配置をしているということでもあります。

ただ、特に忙しい課とか、また残業が多い係もありますので、その付近はですね、実は産業医とも相談しながら、衛生委員会ですうい職員を抽出しながら、しっかりその様子を見させていただいているというようなことではありますが、なかなかその職員自体の残業とか、職員の負荷が軽くなるような手段も考えてもいるわけですが、なかなかその職種によってはですね、そのようなこともいかないというようなこともあり、現在は、先般お認めいただいた生成AI活用推進条例、要するにChatGPTを使うと相当業務が効率化もしますので、その使い方をですね、上手にやる職員となかなかうまくいかない職員もおりますが、そういう小さな研修会とか、全体研修会を行いながら、全員が使えるようにし、業務の改善といいますか、効率化、それからそのことで業務時間をですね、できるだけ短縮して負荷がかからないようにしたいというようなことを考えて今やっているところです。

ただ、ご案内のとおりですね、どうしても重要なプロジェクトもありますので、職員の適不向きもありますが、能力の差もありますので、その付近も勘案しながらやって、人事異動はやっていくということです。基本的にはですね、先ほど申し上げましたとおり、適材適所を非常に意識しながら、職員の異動希望も重視しながら、全体的な配置をしているということでもあります。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） なかなかですね、この適材適所、部署というのは大変なことでしょうけど、あとは各課の連携というか、報告、相談、そのへんもやっぱり大切なことではないかと思っております。

最後はですね、職員採用試験についてということで、まずはやっぱり1次試験を通らなければならぬということですけど、そのへんはわからないですかね。

○議長（森田俊介議員） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。社会経済の変化とともにですね、住民の行政ニーズが多様化していく中で、円滑な行政運営が行われるよう、状況を踏まえた上での職員の任用に今、努めているところでございます。本年度、それから昨年度に試験を実施しておりますので、その状況をちょっと申し上げますが、令和6年12月にですね、1名の職員の退職がございましたので、令和7年1月に共同試験によりましてですね、一般事務の採用試験を実施いたしました。5名受験者がございましたけども、その中から1名を採用し、本年令和7年4月1日から採用したところでございます。

また、令和7年3月末にも2名の職員の退職がございました。そのようなこともございまして、業務を遂行するに当たりですね、社会人枠の即戦力となる職員を必要としたこともありましたので、令和7年度につきましては、例年よりも早い時期の7月末に職員採用試験の1次試験を実施しまして、8月末に2次試験を行いました。6名の受験者がございましたけども、その中から1名ですね、本年の10月1日から採用予定でございます。

この本年度の試験につきましては、試験内容を若干変えてみたところでございますが、その内容につきましては、これまでですね、一般知識や文章理解等に関する能力をみる教養試験、それから事務職員としての適応性をみる適性試験、及び文章による表現能力をみる作文試験を行ってまいりましたが、今回についてはですね、SPI3試験と申しまして、コミュニケーションや思考力、新しい知識、技能の習得など、ベースとなる能力がわかる能力検査、それから、仕事で求められる様々な適正や配属部署での組織へのなじみややさなどをですね。どの程度持っているかを見ます性格検査、そして同様に作文試験を行いまして、面接だけでは見えにくい受験者の特徴、能力を可視化し、人物理解を深める試験を採り入れてみたところでございます。

職員が不足する部署につきましては、会計年度任用職員を任用するなどですね、業務遂行に支障がないよう、今努めているところでございますが、正規職員につきましても若干名不足している状況でございますので、今後もですね、各課の状況や時期等を考慮し、職員採用試験の実施を検討していく必要があると考えているところでございます。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 私からも答弁させていただきますけれども、職員採用につきましては、当然、優秀な職員を採用しながら、将来の山江村を背負ってもらうような職員として育ててほしいという思いはあるわけでありまして。ただ、なかなか難しいというのが、今まで教養試験と適性試験で、県の町村会に委託しておりましたのは、教養試験が50点以上取らなくちゃいけない。そして適性試験が25点以上、両方とも50点以上と25点以上クリアしないと採用の基準をそこで切ってくださいというようなことで、その基準をやってきたわけでありましてけれども、教養試験はですね、60点も超えて、ただ適正が23点とか、逆に適性は30点以上あるのに教養試験が48

点とかというのが採用できないわけです。

またもう一つですね、教養試験といいますと一般教養試験ですけども、公務員学校に行った、で勉強した、公務員試験を要するに集中的にやる人は非常にクリアするわけですけども、なかなか一般の人でそういう公務員試験に慣れていない人は、教養試験をクリアするのが難しいという、そういう部分もありました。今の状況はですね、若い人を採用するというよりも、本当に39歳まで、いろんな経験をした人も、社会人としてそういう経験した人もぜひ即戦力として来てほしいという思いがありますから、そういう試験だけではですね、人物評価にならないということでもあります。

先ほど総務課長が言いましたSPI3試験、これは広域圏と人吉市は既にこの方式で採用試験しているわけですけども、その方式にちょっと変えてみようということでもあります。いわゆるコミュニケーション能力とか、思考力、それから知識、吸収力とかいう能力検査とありますが、地頭がどれだけいいかというようなことと、性格が公務員に合っているかどうかというようなことを、ある基準を設けて今年からやるようにしているところであります。教養試験の点数だけじゃありませんので、いろんな社会人として能力を持った人が優先的にですね、採用できる、また、できれば村民の方も採用したいわけでもありますので、そういうことで今後ですね、採用試験を受験していただきたいと思っておりますけども、そういう方向に変えていきたいと今、考えているところでございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） 精神面、そしてまた肉体的にもですね、強固な方が、これから先どんな災害が待っているかもわからないので、連日連夜いろんな村民の方を対応させていただくためには、少しはですね、やっぱり肉体的にも精神的にも強い方が入っていただければ、職員としてですね、本当ありがたいと思っておりますけど、やはり、今の若い方たちは、相談とか報告が欠けているというかな、そのへんが、だから特にやっぱりスポーツマンの方をですね、採用していくならですね、やっぱりいろんな先輩、後輩のそのような流れがありますので、そのへんをいろいろですね、検討していただければと思っております。大変ですけど若い方が辞められてきますので、そのへんがやはりちょっと村長も頭が痛いところでしょうけど、いろんなですね、行事とか事業等が進んでいくことは、各課においてやっぱり大変なご苦労されていると思っております。これからですね、こういう地球温暖化で大きな自然災害が発生したら、こういう事業も必ずストップしてしまいますので、今後大きな自然災害が発生しないようにご祈念申し上げ、これをもちまして一般質問を終わりたいと思っております。

○議長（森田俊介議員） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。再開時刻を11時30分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時22分

再開 午前11時30分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、2番、北田愛介議員より、1. (株) やまへの経営について、2. 農業用水問題について、3. 村道沿線の除草についての通告がでております。

北田愛介議員の質問を許します。2番、北田愛介議員。

#### 北田愛介議員の一般質問

○2番(北田愛介議員) それでは、議長の許可がございましたので、2番議員、北田が一般質問を行います。

今回は、(株) やまへの経営について、農業用水問題について、村道沿線の除草について3点を通告いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目の(株) やまへの経営についてでございます。先日、指定管理者から経営報告が議会に対して行われました。(株) やまえからは、令和7年度第17回定時株主総会で承認されました、第33期決算報告書をもとに説明がなされております。

令和6年度の準利益は最終的に179万253円の黒字であったとの報告でございました。同様の施設がですね、他の市町村にもございますけれども、大変経営に苦労しておられる中ですね、黒字化したということは、社長はもとより、経営陣、支配人をはじめする職員ですね、皆様の経営努力によるものと思っておりますのでございます。そこで、過去5年間の(株) やまへの決算状況について答弁をお願いいたします。

○議長(森田俊介議員) 清永企画調整課長。

○企画調整課長(清永弘文君) それではお答えいたします。(株) やまへの決算状況でございますが、各年度の決算書に基づき当期純利益としまして、令和2年度、マイナス892万5,621円、令和3年度、マイナス881万1,072円、令和4年度、マイナス1,898万8,342円、令和5年度、233万7,154円、令和6年度につきましては、議員が申されましたとおり、179万253円となり、利益剰余金につきましては、令和2年から世界的に蔓延しました新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和4年度決算時点で、マイナス3,018万5,773円となっておりますが、令和5年度、6年度の決算において少しずつ回復傾向にあることから、令和6年度の決算時点で、マイナス2,605万8,366円となり、約400万円ほど減少している状況でございます。以上でございます。

○議長(森田俊介議員) 北田愛介議員。

○2番(北田愛介議員) ただいま5年間の決算報告をいただきました。ここ2年間はですね、黒字化しているということでございます。まだ今、利益剰余、最終的なプラスマイナスも、令和6年度末では約2,600万円の赤字という報告でございます。

そこでですね、各部門ごとにも分析をしておられると思っておりますけれども、温泉部門、宿泊部門、物産のですね、各部分の経営状況はどのようになっているのか答弁を求めます。

○議長(森田俊介議員) 清永企画調整課長。

○企画調整課長(清永弘文君) それではお答えいたします。新型コロナウイルスの影響により、どの部門も経営が悪化したところでございますが、現在回復傾向にございます。令和6年度の売上をもとに各部門の経営状況の現状でございますが、温泉部門は全体の約20%、宿泊部分につきましては、宿泊と宿泊に伴う飲食を含めると全体の約27.6%、物産加工場部門におきまして

は全体の28.8%を占めております。一番大きい物産部門の売上は、全体の約3割程度を維持している状況でございますが、温泉部門、また宿泊部門につきましては、年々売上が回復、上昇している状況でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） コロナ後ですね、回復はしているということでございます。私、各部門ごとの赤字とかですね、黒字というところを少し説明していただければと思っていたんですけども、今、回復はしているということでございますけれども、赤字部門、黒字部門やっぱり当然あるかと思っておりますけれども、各部門ごとにですね、その経営状況をですね、どのように分析しておられるか、温泉部門は最近値上げもしておられますので、少しは黒字化になってきているんじゃないかなと思いますし、いろいろそういった各部門ごとにですね、問題とかそういうものをどのように分析しておられるか、そのあたりを答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。まず温泉部門でございますけれども、売上げとしましては年々伸びている状況でございます。しかしながら、燃料高騰の影響もあり、重油等の支出が増加していることから、売上原価自体も上昇傾向にあると考えております。

次に、宿泊部門でございますが、新型コロナウイルス感染症からの経済回復に向けた割引クーポン等などの経済支援もあり、年々売上げの方は伸びておりますが、光熱費や物価高騰、または人件費の上昇など、一般管理費が上昇傾向にあるかと思っております。

最後に物産部門でございますが、主力商品であります栗まんじゅう、びっ栗だんごに加え、やまえ栗のペーストの需要が年々高まっております。原料から製品に加工することで利益を生み出しているところでございますが、原料となりますやまえ栗の価格上昇、また、その他の物価等の物価高騰、製造にかかる光熱費などの上昇から、純利益が伸びない状況にあるかと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 温泉センター社長、(株)やまへの社長も仰せつかっておりますので、取締役会におきましていつもいつも問題になっているといいますか、その売上げについては、ある部門については口やかましくも言っているところであります。

まず温泉部門でありますけれども、値上げをいたしました。前の値段は450円だったかな、の折にはですね、大幅な赤字が出ていたということ、燃料代も高く、燃料代も月に大体100万円ぐらい焚いていたのが150万円、1.5倍ぐらい上がってきておりますので、どうも賄えない状態であります。現在値上げを600円にしております。それから、非常にお世話になっている固定のお客さん、3カ月利用券あたりも値上げさせていただいたということであります。ただ、それでもですね、実は燃料高騰に追いついておりません。今の推移を見ても、大体2、30万円から4、50万円の赤字が温泉部門で出ているということであります。

それから宿泊の部門につきましては、単価が高いということでありますから、宿泊客が多いときにはですね、しっかり黒字を出しているというようなことでありまして、今回クーポンもお願いしておりますけれども、さらに宿泊客を伸ばしていきたいということであります。

そして、何といたってもこの温泉センターの経営を引っ張っているのが食堂部門であります。1日10人も来られないのに一日中食堂を開けていた時もありまして、現在、平日はですね、食堂

は閉めているということでもあります。食堂部も伸ばすということは、もちろん宿泊を客を伸ばすということもありますけれども、宴会客をいかに取っていくかということでもありますから、その付近についての営業をですね、しっかりやるようにということを大きな課題として毎回指摘しているところでもあります。

それから物産部門については、これが（株）やまへの黒字を引っ張っているというような状況にあります。ただ、諸物価高によりましてですね、昔はこれだけ売ったら4、500万円出たというのが、2、300万円、200円いかないというような状況が続いております。値上げにしてもそうでありまして、非常に売上数量にしてはですね、利益が伸びないというようなことでもありますので、いろいろとまた、値段を高くするとまた売れなくなるということもありますから、どの付近がですね、本当にその付近の値段適価なのかということも検討させていただきたいと思えます。

先ほど申しましたとおり、繰越利益剰余金については、令和元年度時点では1,000万円程度残っていたわけでありまして、ただ2年、3年、4年とコロナで全く人が動かない時代があり、その時代に3,000数百万円の一気に黒字を食いつぶした、赤字のほうに転化したということでもあります。

現在も諸物価高等によりまして、若干の200万円、それから170万円、黒字は出たということでもありますけれども、非常に苦戦をしているというような状況でありまして、さらなる経営改善といいますか、端的に言いますと、値上げをするというのが一番でありましょうが、ただ、値上げをすることでお客さんを減るといったような状況も考えられますので、しっかりとその付近はお客さんの状況も踏まえながら、山江村の活性化の拠点でもありますので、しっかり運営していきたいと考えているところでもあります。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） ただいま答弁いただきましたように、やはり売上げを上げてそれ以上に経費がかかってしまう、物価高騰ですね、そういった状況で大変苦しいんじゃないかなと思っております。また今いろいろと問題点というかですね、課題も挙げていただきました。そこでですね、ただいま答弁いただきました各部門ごとの問題点とか、経営の改善についてですね、どのように改善されていくのか、答弁を求めます。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。まず温泉部門でございますが、運営にかかる経費が上昇していることから、令和5年10月並びに令和7年3月に温泉料金の改定を実施させていただきました。しかしながら、現在も温泉の温度を保つためボイラー等を使用しております。原油価格も現在高止まり傾向にあることから、経費負担となっている燃料費の削減に向けて、高温度の泉源を新たに掘削するなど、経営改善を図る必要があると考えております。

次に、宿泊部門でございますが、こちら令和5年10月に料金改定をさせていただいております。宿泊につきましては、宿泊者への快適な空間をサービスとしていることから、清掃から受け入れ準備まで人的経費がかかるところでございます。そのような中でございますが、宿泊サービスを保ちつつ、経費削減の取り組みとしましては、現在、宿泊予約の方法としまして、宿泊温泉予約のサイトを利用しておりますが、この方法を見直しを進めております。温泉ほたる自社のホームページで直接予約を推進することで、宿泊予約サイトにかかる代行手数料の軽減を行い、

経費削減に努めたいと考えております。

最後に物産部門でございますが、各部門同様に燃料や物価高騰により、製品原価にかかる経費のほうが、原価のほうが年々上昇傾向にあります。料金改定なども行いましたが、今年の8月6日に記者発表を行いましたやまえ栗のどら焼きのように、新商品の開発をしながら販路拡大に取り組み、経営改善を進める方針でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） ある程度ですね、各部門ごとの問題点の分析で明確になってきているようでございます。温泉部門については非常に重油高騰ということですね、燃料代が圧迫しているということでございます。温泉につきましては、掘削から40年近く経っておりますし、途中で水も入ってきているというような報告もございました。やっぱり泉源の温度が低下しているということで、加温しなければならぬということでございますので、抜本的な対策としてもう1本掘ったらというような話も村長、社長おっしゃっておられましたけれども、現時点ですね、そういう具体的な掘削計画があるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。新たな泉源の掘削に向けて、概算ではありますが見積もりのほうを徴収させていただいております。そのような中、現在の泉源から一定の距離を離す必要があるなどの助言もいただいているところでございます。新たな泉源の掘削には大きな経費がかかることから、少しでも有利な財源等を検討しながら、掘削に向けて財源確保に動きたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 温泉の泉源を掘削するということにつきましては、前々からですね、1,000メートル今現在ありますが、1,000メートル下は54度あるのが上がってくると37度ぐらいになってしまう。要するに地表400メートルぐらいのところまで水漏れして温度を下げている。要するにそれで1,500万円、年間ですね、燃料を炊かなくちゃいけないという事態になっています。54度がそのまま上がってくればほとんど炊く必要はありませんので、1,500万円が浮くということになります。固定費が1,500円要らないということであれば1,500円黒字になるということですから、その1,500万円が4年で6,000万円ですね、うけば掘ったほうがいいんじゃないかなろうかというようなことを何回か申し上げたことがあるわけですがけれども、その泉源を掘るのを見積もって、見積もり徴収してみたら1億円程度やっぱり要るということでもあります。従ってですね、1億円程度要るのを、単独予算じゃ到底できませんので、どういう財源があるのかということも含めてですね、検討をしていく、そして、この温泉のあり方も後ほど出てきますけれども、将来どうやっていくのかということも考えなくちゃいけませんので、併せて今、検討させてもらっているところであります。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） やっぱり温泉掘削には1億円という話でございますが、やっぱり財源ですね、どうしてもそれが必要になってくるということでございますので、今後いろいろと検討いただきたいと思っておりますし、また以前ですね、議会で村長のほうから、この手の施設は10年程度ではやっぱりリニューアルをやっていかないと、施設の維持管理ができないし、利用者からも飽きられるという答弁をいただいております。

そこでリニューアルを含めたところと、それとですね、温泉施設を民間業者のほう譲り受けたという話もあるということも伺っておりました。また、それに基づいて不動産鑑定もやられて、今、温泉施設含めて、宿泊施設も幾らぐらい評価が出たのかですね、民間に委託するのであれば、そのリニューアルもある程度して渡すのかですね、そういった点もあろうかと思っております。大きなそういった今後の方向性ですね、リニューアルとか民間への譲渡、そのあたりのところを現時点でどのように考えておられるのか、答弁を求めます。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。平成26年度リニューアル後にですね、10年ほど経過しておりますが、施設の老朽化、また修繕等に要する経費も年々増加傾向にあることから、リニューアルの必要性を感じておりますが、現在民間への譲渡も検討していることから、今現在の現状のままですね、今後も民営化に向けた公募を行い、その結果次第でリニューアルについても検討したいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） リニューアルと、それから不動産の鑑定も含めた温泉センターを経営したいという人がいないかということは、密接な関係があるわけでありまして。不動産鑑定もですね、温泉施設だけで5,000万円を超えるということが出ておりますので、私ならあの施設を5,000万円を買ってじゃあ経営してみようかという気にはとてなりません。ある程度の条件を、これなら経営しても民間の人でも経営できるというような条件は何なのかなということ、民間の人の意見も含めてやらなくちゃいけないと思いますし、例えば、温泉は掘ってしまうのか、ただ補助金使ったら譲渡できませんので、その付近のところをどう考えるのかということもありますし、ある程度リニューアルをしないと買ってくれないということもあると思います。ただどっちが先かということもありますが、もう不動産鑑定もしておりますから、まず一応公募をしてみたいと、買って経営したいという人がおられるかどうかということ、公募してみたいと、それがおられないということであれば次の手段としてリニューアル、また泉源をどうするかというような、具体的検討に入っていくということになるかと思っております。その不動産鑑定の額そのままですね、非常に厳しいんじゃないかという気もしますので、その付近の価格を下げるということも含めて、検討しなくちゃいけないだろうということも思っております。以上であります。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） この施設ですね、非常に難しい時期にきていると思っております。また、他の町村でもこの手の施設については非常に苦慮されております。ここの施設につきましては、元養魚場として郡市内でも先駆的にですね、人吉の奥座敷というキャッチフレーズで売り出したところでもありますし、温泉についても他の市町村に先駆けてですね、早めにこういった施設を造ってございまして、当時は非常に人気を博して利用客も多かったんですけども、周りにも同じような施設ができて、大変施設の老朽化ということで、問題を結構抱えているんじゃないかなと思っております。この施設は山江村のですね、観光交流の拠点、また物産振興の拠点でございますので、大変難しいことはたくさんありますけれども、職員、役職員一丸となって頑張りたいと思っております。

次にですね、農業問題について質問をいたします。今年の夏もですね、猛暑日が続きまして、水田の水不足を懸念する声が聞こえておりました。私の地区でも河川の水位が下がり、用水が不

足しておりましたので、地域で話し合いをしております。

上流部の水田で水が行き渡ったら下流に流すように申し合わせをして、水を融通し合うようなことを申し合わせておりました。また、さらに不足した場合には、堰の維持管理費を積み立てておりますので、そういったものを使って揚水ポンプをリースしてポンプアップしようかと対策を話し合っております。

人吉測候所の降雨量を調べてみますと、7月21日から8月3日までの14日間はですね、降雨量がゼロと記録をされておりました。そこで村内においてですね、水不足の訴えはなかったのか答弁を求めます。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは北田議員のご質問にお答えいたします。議員が申されましたとおり、今年の夏と申しますか、梅雨時期は大変降雨量が少なく、担当課といたしましても、こう早く梅雨が上がってしまうとポンプの貸し出しとかですね、またポンプを貸し出すことに伴う支援策を講じなければならないのかというような考えを持っておったところでございます。村内各所から水が足りないといった声は例年上がってきているところではございますが、今年に関して、例年以上に声が上がったということではございませんでした。

8月上旬に山江村農地・水・環境保全、いわゆる多面的事業におきまして、議員が使用されている農地の地区も含めてですね、村内各所で重機を使用し、河床、河道ですね、川の流れを堰のほうに入れ替えたりとか、土砂の撤去を行いながら農業用水の確保をされたということで、8月上旬以降はですね、ある程度農業用水が確保できたのではないかと考えております。何箇所かからはですね、作業したおかげで用水が確保できたというような声も役場のほうに届いておりますし、その後まとまった雨量があったということもございまして、特段その後は水が足りないといった声はあがってきていないという状況でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） 農地・水で対応していただいて、やはり堰のほうがですね、非常に地区で土嚢とか石を積み上げてという非常に原始的な方法で今でもやっております。雨が一度降ったら揚水の引き込みのところに溜まって、やっぱり水が揚がらないというような状況も発生しておりました。

またですね、前回もちょっと昨年も質問いたしましたけれども、一丸地区のですね、農業用水、ここも多面的事業の運営委員さんとか、堰の代表者の方々と協議を行っていただき、調整したけれども地元の合意形成がなかったという話を答弁をいただきました。その当時ですね、策定中であった地域計画において、そのような問題箇所をですね、事業補助金などを見つけて対応できないかという答弁もいただいております。今年も一丸地区の方から水が不足したという話のご相談もありました。そこでですね、地域計画に盛り込んで事業をするというような答弁をいただいておりますけれども、現在ですね、その用水対策はどのようになっているのか、また今後どのように対応されるのか、答弁を求めます。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではご質問にお答えいたします。先ほどから申し上げておりましたとおり、議員が申されました一丸地区の方かもですね、水が足りないというような声が上がっておりましたが、作業をされて水がある程度流れてきたということで、水はだいぶ足りるとい

うことで、ポンプのほうも設置されておられましたけれども取り外しをされたということでございます。

また、当該地区の揚水におきましては、上流、中流部ではですね、溢れんばかり用水が確保できて、下部になるとなぜか水が足らなくなるといったこともございましたので、今年は農地水堰係の方を中心に、用水の管理を徹底してくださいというようなチラシを作って、補助のほうにも計上しましたし、お配りもさせていただきました。その効果があつてかどうかは定かではありませんが、用水路の管理をそれぞれ個人個人でされたおかげもあつて、下流域にある程度の用水が確保できたのではないかと考えております。

議員が申されますとおり、地域計画等において用水の整備等々を行うと、いわゆるハード事業を行うことにつきましては、まず、受益者の方の合意形成が必要かと考えております。この合意形成につきましては、造ってくれ造ってくれとかですね、新しいところをどうにかしてくれという声のみならず、そのような事業を行うには、必ず受益者の負担、ここを皆さんの総意でですね、これはお支払いできるからやってくれというような声がないと、国県の補助金、村の財源等ではできないということは、これは議員もご承知かと思っておりますので、まずその合意形成ができるのかということを確認しなければならないかなと思っておりますし、あと河川等につきましては、国や県の許可等も必要になるかと思っておりますので、期間が十分かかってくるのではないかと考えております。

しかしながら、米も減反政策から増産体制にということで政策が大きく変わっておりますし、今年も概算金のお知らせ等がそろそろあるかと思っておりますけれども、全国的に昨年度より上がってきているということで、米を作られる方が増えてくるのではないかと考えております。

また地域計画におきましても、農地の集積、集約等をやりながら、農業を守っていく、農地を守っていくというような政策もございますので、受益者の方と慎重に相談をさせていただきながら解決、より良い解決方法を見つけていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） やはり地元の合意形成というのが一番だろうと思っております。やはり上流のほうでは足りているので、そんなものまで負担しないぞという意見はあろうかと思っております。下流側のほうは下流側で、毎年足りないということだろうと思っております。この放送を聞いておられると思っておりますので、地元の方々もですね、よく理解していただけるんじゃないかなと思っております。

今、申されましたように、国の米政策もですね、増産へと移ってきてまして、その生産コストを下げるための基盤整備も進めるという農水大臣の発言もあっております。そういったものでいろいろな支援を受けられる可能性もありますので、そういったことに常にアンテナを張っていただいて、対応できるような事業があれば導入していただき、生産者の負担がなるべく少なくなるような事業をですね、進めていただければと思っております。課長の時代に解決していただいてですね、地元で課長の記念碑が建つような努力をよろしくお願いいたします。

次ですね、最後の質問でございますけれども、村道沿線の除草について通告しております。現在ですね、村内の各地の村道の除草作業を行っていただいております。大変ありがたいことでございます。近年はですね、温暖化によりまして、以前よりも村道沿いの草木の繁茂するのが早く

なり、繁茂状況も非常に激しくなっているように感じております。ひどい箇所は道路にはみ出して、人や車の通行に支障をきたしているところもございます。そこで除草作業のですね、実施の状況について答弁を求めます。

○議長（森田俊介議員） 今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君） それではお答えいたします。まず除草についてですが、民地から生えた草木につきましては、道路通行の支障とならないように、ご自分で管理いただくということが大前提となりますので、まず最初に申し上げたいと思います。併せまして、一部の除草につきましては、地域の一斉清掃の折にご協力いただいているところでもございます。それ以外の道路維持管理に必要となります通行に支障をきたすような草木の除草、それから倒木等による樹木の除去、伐採につきましては、まず年間の業務委託による除草、それから、その緊急性のために事業所等に対応を依頼する除去、それから建設課の職員が直接対応させていただく除去と、大きくはこの3パターンで除去を行っているところでございます。

また、一般の方や各区の区長様から、道路通行時に気づかれた支障木等について通報いただくことも多くございまして、これについては都度対応させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） 3パターンでやっていただいている。しかしながら、なかなかですね、繁茂に、状況に追いついていかないというのが現状かとは思っております。また個人の方もですね、こちらに所有者がおられないとかですね、堤防なんか山田川の堤防なんかは地元である程度やっておられるところもあるんですけども、非常に草が伸びるのが早くて、やはり通行に影響があるというところではございます。部分的にもですね、やはりそういうところがあったら臨機応変にですね、増やしていただくというようなことはできないか、そのあたりを答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君） それではご質問にお答えいたします。ご質問の中身は業務委託により実施している除草作業についてが多いかと思っておりますけれども、状況に応じて除草の回数を増やしてはというご提案でございます。除去の回数が増えますと、その分予算を伴うことにもなります。10年前、平成27年の道路除草作業委託料を見ますと、当初予算ベースではございますが、378万円でございます。令和7年度当初予算につきましては、これが1,126万円となっております。10年間で約3倍となっているのが現状でございます。これにつきましては、単に人件費や燃料費等の高騰による部分もございまして、除草箇所、範囲、回数などを徐々に増加させてきたことにも起因しております。この予算は今後も増加すると予想しているところでございます。

議員申されるとおりですね、道路の安全確保を図るという観点からどうしても必要な場合は、除草の回数を増やすことも考えられます。しかしながら費用の面を見ますと、除草等にかかる費用が村の単独予算で行っております。この観点からは慎重に検討する必要があると認識しているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） 経費はですね、やっぱりかなりかかるんだろうとは思っております。そこ

ですね、村内においてはですね、農家の方が大型のトラクターにスライドモアというのを付けながらですね、堤防を刈られたり、農道なんかを作業しておられる方がおられます。これは1人で作業ができて、草も小さく破碎してしまいますので、集草作業などの後片付けもいりません。そこでですね、そういった方々に直接村のほうから委託をしてですね、機械の使用料なんかを払ってですね、繁茂している場合にはですね、お願いするというようなことも可能じゃないかなと思っておりますし、業務委託よりもかなり安くあがるんじゃないかなということも思っております。地元の方ですので道路事情もよく知っておられますし、ちょっと手が空いたときにはですね、夕方からでも1時間ぐらいでもですね、かなりの距離ができるようでございます。そういったものもですね、取り入れて実施できないか、答弁を求めます。

○議長（森田俊介議員） 今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君） それでは答弁させていただきます。先ほどの答弁で、前段の答弁で、予算の観点からは慎重に検討する必要があると申し上げたところでございますが、経費がかかったとしても村道の安全確保の観点からは、除草、伐採等を行う必要があるということも申し上げたところでございます。

議員申されたとおり、スライドモアに関しては、トラクター等の農耕機械にアタッチメントを付けまして、主に畦畔や法面の除草を行うものかと思っております。場所によりましては、刈り払い機で除草するよりも圧倒的に効率よく除草を行うことができると認識もしております。省力で効果的な作業の実現というのは、除草作業にかかわる経費削減にもつながる可能性がございますので、経費の比較を今後行いながらですね、今後検討させていただければと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） やっぱり経費の問題もあるかとは思いますが、やはり通行の安全というのが非常に大切でございますので、どうかこういった点、経済効果などもですね、よく考慮しながら検討いただければと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。再開時刻を1時30分といたします。

-----○-----

休憩 午後0時10分

再開 午後1時28分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、6番、横谷巡議員より、1.戦後、被爆から80年、本村の平和行政について、2.教育行政の指針について、3.気候変動の影響による猛暑、高温対策について、4.石蔵活用拠点整備事業について、5.尾寄崎キャンプ場について通告がでしております。

横谷議員の質問を許します。6番、横谷巡議員。

## 横谷 巡議員の一般質問

○6番(横谷 巡議員) 議長のお許しをいただきましたので、6番議員、横谷巡から通告に従い一般質問を行います。

今年の夏も連日経験のないような猛暑が続きました。熱中症等による健康被害や農作物の高温障害による不作など、あらゆる面に深刻な影響を与えております。個人で身近にできる熱中症や農作物への適応策、省エネや電化などの緩和策に危機感を持って取り組むことの大切さを強く感じております。

国政では石破首相が退陣を表明するという大きな動きがありました。衆参議院選挙での大敗で求心力を失い、生活に直結する物価高対策、派閥、裏金事件の解明、政治と金の抜本的改革などに踏み込めず、国民の政治不信や生活不安を払拭するための、やるべきことを示せなかったことが大きな要因だと考えられます。政治空白をなくし、国民生活に支障がでないことを願うものがあります。

通告しています最初の質問事項は、戦後、被爆から80年本村の平和行政について村長に伺います。戦後、被爆から80年を迎えました。非戦・非核・平和について広く発信していく必要がありますが、平和を願う一方で、侵略や民族紛争、宗教間対立は未だに絶えません。唯一の戦争、被爆国として恒久平和を願う村民の方は多く、非戦・非核・平和の本村行政を進められる村長の見解をお聞かせください。

○議長(森田俊介議員) 迫田教育課長。

○教育課長(迫田教文君) それではお答えいたします。本年、被爆から80年という節目を迎え、改めて戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に伝えていくことは、私たちの重要な責務であると考えております。教育委員会では、学校教育を通じて、平和学習や戦争の体験の継承に取り組み、子どもたちに平和を尊び、命を大切にすることを育てております。小学校では6年生の修学旅行で、中学校では2年生の修学旅行で長崎、沖縄に出向き、被爆地でのフィールドワークや被爆体験者等の方の講話を聞き、戦争の悲惨さや平和の尊さを学ぶことで、絶対戦争を起こしてはいけないという意を強く心に刻んでいます。

この節目の年に併せまして、資料館企画展では、「戦後80年やまへの戦争の記憶」と題しまして、7月25日から9月14日まで、山江村の戦争資料や「崎陽のあらし」のレプリカを展示いたしました。さらに関連イベントとしまして、「80年目の8月9日 in やまへ」では、ギャラリートークを行い、村民3名の方に戦争当時の実体験をもとにお話をさせていただきました。山江中学校生徒5名による平和への希求では、一人一人登壇をし、それぞれが平和への思い等を述べてくれました。

この企画展やイベントを通し、戦争の恐ろしさを忘れず、平和な社会を築くにはどうしたら良いか、平和の意義を考える場を設けることができました。

世界では依然として対立や紛争が続いておりますが、だからこそ本村として非核・平和の理念を大切に、村民の願いを教育の場につなげてまいります。以上でございます。

○議長(森田俊介議員) 村長。

○村長(内山慶治君) それではご指名でありますので、私のほうからということではありますが、ただいま教育課長が申し上げました「崎陽のあらし」の里帰り展の一環であります、「戦後80年

やまへの戦争の記憶」の模様を答弁いたしましたところであります。

この企画についてはですね、大平館長が、山江の村史編纂の件で打ち合わせに村長室に来られた折に、これは4月から5月ごろだったんですけど、今年は昭和が始まって100年、戦後80年ですねと、ぜひ山江村でまた「崎陽のあらし」の展示をしながら、平和についてしっかり発信しようじゃありませんかということで、何かお願いできませんかというお願いをしました。まさにこのことが私の平和に対する姿勢でありますし、この世界平和、各国で起きております紛争等々を見るとですね、やっぱり世界平和は山江村のむらづくりのコンセプトにつながっていくものだと思っております、日本がそういう戦争に巻き込まれないと、戦争を起こさないということが、村のむらづくりにつながるというような考えもありまして、そういう紛争のない世界平和を非常に望むということでもあります。

特に戦後80年と言いましたけれども、戦争を知らない子どもたちという歌が流行っております若い頃、ただ戦後80年でありますから、戦争を知らない子どもたちはもう80歳になっておまして、非常に戦争を体験された方々がですね、少なくなってきたという中において、しっかり先の戦争を学びながら、そのことについてしっかり子どもたちに伝えていくということ、改めて重要なことだなと感じておりますし、特に「崎陽のあらし」を書かれた深水先生については、薄れていく記憶を残すということで、こちらに帰ってこられて、1年ぐらい経ってからあの絵巻物を書かれたということです。その思いは、被爆した長崎市街地で、目を覆うほどの飛散者、破壊や殺りくされた姿を生々しく描いたものでありますし、まさにその核を使った原爆の凄まじさといいますか、無常さといいますか、というものを表しております。従いまして、そういうことを含めてですね、核を使う戦争なり、また紛争なりが、いかに人々の暮らしを、平和な暮らしを安心安全な暮らしを奪っていくかということでもあります。

当日ギャラリートークとして、戦争の記憶として深水経忠さんは甥っ子の方ですけども、それから、その戦争でですね、お父さんを亡くされた吉田九十巳さんの非常に苦労された話も聞けましたし、田村四郎さんのお話も聞けました。一人一人がですね、戦争を体験しながら、いろんな思いを持っておられるというようなことであります。そういうことをまとめて、今回そういう戦争の記憶という企画展をしたところでもあります。また、中学生4人が来てくれまして、その話を聞きながらですね、平和についての思いをそれぞれ語ってくれたということで、非常に良き企画展であったし、また山江からの世界平和につながる良き発信ができたということを考えております。たびあるごとにですね、山江村、その災害もそうですけれども、紛争は人々の暮らしを激変させてしまいますので、たびあるごとにそういう戦争に対するといいますか、紛争に対する姿勢というのは、平和への姿勢というのは示していけたらと考えております。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 深水先生の遺作をですね、長崎の原爆資料館に行ったときに見たんですよ。山江の方でということからびっくりしました。そしてまた、私ども戦後生まれで戦争を知りません。でも、やっぱり二度と戦争を起こさないように、平和をしっかりと希求するということに軸足を置いて、今後後世にも伝えていかなければならないと思います。

次に、本村教育行政の指針について、教育長に伺います。新しく就任されました。内田教育長には、初めての議会、初めての一般質問ということで緊張されておられると思います。教育長の指導力に期待しての一般質問ですのでよろしくお願いします。

山村教育の大綱、「未来を拓き、輝く人材を育むむらづくり」が策定され、その基本理念のもとに、学校教育、社会教育の教育施策が実践されています。内田教育長は、就任のご挨拶で、山江村の教育のさらなる充実と発展、そして、人に寄り添った教育の推進をしたいと述べておられます。本村教育行政の指針である、本村教育にかかわる課題と教育施策について、どのように考えておられるかお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 内田教育長。

○教育長（内田正紀君） それでは答えさせていただきます。今、横谷議員がおっしゃいましたとおり、本村には、「未来を拓き、輝く人材を育むむらづくり」を目標とした山江村教育大綱がございます。それには学校教育の推進、社会教育の推進、そして歴史的文化遺産の保全と活用という三つの大きな柱で構成をされております。私もこの大綱を念頭に置き、教育行政を進めていきたいと強く考えているところでございます。

一つ目の大きな柱であります学校教育の推進に向けては、一つ目に、自他の命を大切にする教育の推進を図ってまいりたいと思っております。先だって児童生徒に行いましたアンケートにおきまして、自尊感情を問うアンケート項目がございました。その中に、自分には良いところがあると答えた児童生徒の割合がありまして、小学生では97%、中学生では86%という結果でした。この数値は国・県の平均と比べますと高い数値ではありますが、まずはすべての児童・生徒が、自分には良いところがあると、自分自身に自信を持てるよう取り組みを進めてまいりたいと、そして自身の命とともに他者の命も同じように大切にできる態度の育成を図ってまいりたいと考えております。

二つ目に、確かな学力、豊かな心の育成を図ってまいります。確かな学力の育成に向けては、誰一人取り残さない学びの保障に重きを置きたいと考えております。義務教育9年間を一つのスパンとして捉え、児童・生徒の夢実現に向け、小中連携をいっそう推進してまいりたいと考えております。

今年度も各学校共通の研究テーマに沿って研究に取り組んでいただいております。その成果を10月17日の山江村小中学校研究発表会で広く公開をいたします。特色ある教育としてのICT教育を基盤とした学習の展開、英語教育の充実は今後も継続し、将来のグローバルな人材の育成につなげてまいりたいと考えております。また、いじめや不登校の未然防止と、解消に向けても早期発見と相談体制の整備、豊かな心の育成を図る教育活動の展開を今後も進めてまいりたいと考えております。

3点目に、地域と共にある学校づくりをいっそう目指してまいりたいと思います。これに向けては、社会教育との連携が不可欠であると考えております。地域の人材や施設、文化財、村のイベント等を活用した地域学校共同活動の充実により、児童生徒の体験活動の活性化とともに、協力いただく村民の方々にもやり甲斐を感じていただける活動へと、いっそう発展させてまいりたいと考えております。

二つ目の大きな柱でございます社会教育の推進に向けては、学び続けられる村づくり、スポーツの楽しみを感じることができる村づくりという基本方針に基づき、多様な学びの推進、公民館活動の充実、文化の振興、社会体育の推進を目指してまいります。村民の方々お持ちのノウハウを地域学校共同活動の場でも発揮いただきたいと考えております。経験と学びを生かす生涯学習社会の形成に向け、いっそう取り組んでまいります。

公民館活動や社会体育の推進におきましては、地域のつながりを大事にする地域コミュニティ活動にもつながるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

三つ目の大きな柱であります歴史的文化遺産の保全と活用においては、何よりも歴史や文化財を次世代へ継承していくことが大切であるとの考えに立ち、保護と継承に重きを置いて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

今年2月に行われました山田小学校創立150周年記念式典におきまして、当時の6年生が東浦地区の臼太鼓踊りを継承し披露してくれました。その思いは今の6年生にも引き継がれ、自分たちもやりたいと言ってくれています。そういう子どもたちの素直な思いも大切にしながら、山江村の文化的財産を将来にわたり引き継いでいきたいと考えているところでございます。

私は、教育行政の長としての心構えとして、「遠山の目付け」、遠山とは遠い山と書きますが、この「遠山の目付け」としての言葉をよりどころとしております。これは先々を見据え、大切なことを見落とすことなく、事に当たりなさいという意味合いを含んだ言葉でございます。これからの教育において、何が必要で、どのようなことが求められるのか、先々をしっかりと見据えながら、村民一人一人に寄り添った教育をしっかりと進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 内田教育長の力強い初めての一般質問での答弁をいただきました。教育長はですね、学校教育のみならず、社会教育のほうも経験されておりますから、広い見識と経験等によって、本村の教育がさらに充実し、発展しますことを大いに期待させていただきます。ありがとうございました。

3点目は、気候変動の影響による猛暑高温対策についてであります。今年も記録づくめの猛暑日が続き、熱中症と健康被害が心配され、全国各地で、例えば地域によっては40度を超え、人の命にかかわる危険な暑さが観測されました。気候変動の影響による猛暑高温から、村民の暮らしを守るための取り組み、対応について伺います。

まずはじめに、熱中症対策について、村民にどのような注意喚起と健康被害対策をされておられるか伺います。

○議長（森田俊介議員） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 明君） それでは横谷議員のご質問にお答えいたします。熱中症は梅雨入り前の5月から発生し、7月、8月が多いと言われておりますが、近年、極端に高温になる頻度が増えているのが現状でございます。また、熱中症になる方の多くが高齢者であることは、報道等のとおりでございます。

村内でも熱中症での疾病を防ぐため、国が定める熱中症警戒アラート及び熱中症特別警戒アラートが発表された場合に備え、ガイドラインを作成しております。熱中症警戒アラートにつきましては、その危険性が極めて高くなると予想される場合に、県が発表するものでございます。また、熱中症特別警戒アラートにつきましては、令和6年度から新設された警戒情報でございます。気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生じる恐れがある場合に発表されるものでございます。

また、環境省による日常生活における熱中症予防指針における暑さ指数というものがございます。気温、湿度、輻射熱、これは地面や建物、体から出る熱のことでございますが、三つを取り

入れた指標を暑さ指標と言っております。なども考慮しながら、防災無線等を活用し、注意喚起を実施しているところでございます。

次に、健康被害対策についてでございますが、熱中症による健康被害を最小限に抑えるため、特に熱中症のリスクが高いとされる高齢者世帯に対しまして、民生委員であったり社協、地域包括支援センターと連携をしながら、声掛けや安否確認を定期的に行っているところでございます。また、一人暮らしの高齢者宅への訪問時には、エアコンの使用状況や体調の変化について確認を行いまして、必要に応じて専門機関への連絡や助言を行っているところでございます。

また、特に熱中症特別警戒アラートが発令された場合等は、総務課と連携をいたしまして、区長を通して各地区の公民館の開放のお願い等を実施しているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 本当にですね、この猛暑は一過性じゃなくて、今後続くと温暖化によって思われます。本村においての注意喚起ですけれども、防災無線で保健師の言葉でしっかりと私は村民に届いていると思います。この効果は上がっていると私は確信しております。そして今言われましたように、弱者、いわゆる高齢者と障がい者の方々も目配りをしていただいているということですので、今後とも引き続きお願いをしたいと思います。

ちょっとエアコンのことも話されましたけれども、高齢者世帯とか障がい者を抱えておられる世帯でのエアコンの導入の状況についてお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 明君） それではお答えいたします。今現在において、高齢者世帯及び障がい者世帯のエアコンの設置有無の調査は実際はしておりません。しかしながら、先ほどの答弁と重複する部分がございますが、民生委員や社協、地域包括支援センター等におきまして、声掛けや安否確認を定期的に行っている際に、エアコンの使用や水分補給等の声掛けも同時に行っているところでございます。また、巡回している中で、家にエアコンは設置してあっても作動されておられない世帯が見られるとも報告があるところでございます。こまめに声掛けなどをすることによって対応している状況でございます。

また、設置の支援につきましては、企画調整課で行っております省エネ家電のエアコン購入補助であったり、例えば、ご家庭の電気代等につきましては、これまでありました物価高騰にかかる、非課税世帯への給付金等を活用していただく形になろうかと考えているところでございます。いずれにいたしましても、このような世帯へのきめ細かな巡回、声掛け、予防等の勧奨に今後も努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 今のこの暑さではエアコンがないと家にいることはできません。しかし、お年寄りの方はあまり体の体調からエアコンは使わないと、自然の風の通風で扇風機等でされているところもあります。しかし、やはり弱者の健康のことを考えたならば、今後ともですね、もしエアコンが必要ならば、何らかの福祉対策をすとか、あるいは基礎疾患と持病をお持ちの方は、やはりこの暑さでは健康不安になりますので、目配り等をさらに充実させてください。

次に、毎年のように猛暑が続く中、持続的に生産ができるような農作物の高温障害対策や家畜等の高温対策、そして猛暑に強い高温耐性品種の普及導入が必要になってくると考えられます。

9月7日の熊日新聞の一面に、猛暑に強い米の高温耐性品種として「にじのきらめき」という品種が全国で16.3%、熊本県は13.7%普及し、その他の高温耐性品種も確実に拡大しているという記事が掲載されておりました。この新聞記事がこれです。本当に昨今の猛暑に対しての、熊日新聞の一面にこのような記事が載っておりました。

そこで、本村における高温障害が心配される水稻、栗など、農作物への影響、家畜管理などの高温対策、そして猛暑に強い高温耐性品種の普及の考えについてお伺いたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは横谷議員のご質問にお答えいたします。猛暑による影響ということで、議員が先ほど新聞の記事をお見せいただきましたけど、私もその新聞は読んでおりました。全国的にも7年間で2倍ぐらい作付面積が増えてきているというような記事も書いてございました。猛暑における農作物への影響はですね、生産量の減少はもとより、その対策を図る上でのコストも計り知れないものがあるかと感じているところでございます。

水稻栽培につきましては、高温耐性品種の導入も国も積極的に推進するということをおっしゃっているとともに、先ほどの午前中の議員にもちょっとご質問にお答えしましたけれども、減反政策から増産体制へと舵を切るということで、水稻栽培は大いに注目されているということでございます。

本村では、特に高温耐性品種といたしまして、「にこまる」や「くまさんの輝き」といった品種を作付けされている農家の生産者の方もいらっしゃいます。令和7年産の山江村の営農計画書から見ますと、「にこまる」が2.3ヘクタール、「くまさんの輝き」が31.5ヘクタールということで、合わせて約33.8ヘクタールにこの高温耐性品種が作付けされており、もうすぐ収穫を迎えるということになっておりました。面積のほうは正確な数値は把握しておりませんが、年々増加しているということになっております。

また、栗の高温耐性品種につきましては、これも村長からも指示が出ておりました。このような異常気象が続くとですね、栗の生産量もなかなか増産体制が見込めない可能性があるということで、山江村での高温耐性品種の栗の苗木等の開発も研究も行ったかどうかというような指示を受けておりますので、そのようなことも行っていきたいと考えております。

また、家畜等につきましては、熊本県畜産農業協同組合球磨支部より、20数件の畜産農家の方に、それぞれ猛暑における家畜の飼育についての注意喚起等が指導されており、また本村でも畜産だよりにおいて周知徹底を図っており、それぞれ高温対策を実践されているというようなことになっております。本当に異常気象が続いておりますので、農作物への与える影響というのは非常に高うございます。先ほどからの用水問題もあります。何らかの対策を打っていききたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 確かに高温耐性の品種の検討、導入は必要になってくると思います。先般、敬老会がうちは9月14日にありました。70歳以上約70名近くお集まりですけど、多いなあと思ったんですけど、そのとき栗まつりとか、この暑さでの栗のことを考えられておりました。確かにやまえ栗の名声は高まり、GIも登録され、名声は高まるが、生産現場のことを考えてほしいと。高齢化、急傾斜地、だから生産量はなかなか、担い手の問題も含めて収量は上がらないと。

それともう一つは、やはり今度そこに粟の駅等ができるならば、山江バージョンの新しい品種ば画期的につくり上げたらどがんだろかという提案で言われたんですよ。ああ、なるほどなあと、やっぱりしっかり考えていらっしゃるなと思っております。今後ともですね、しっかりとした前向きな検討と対策が必要かなと考えております。

それから、もう一つ水稻のことです、これは試験的な栽培だと思いますけれども、今このように毎年毎年異常気象が続くならば、水が要らない、種を蒔いて労力も手間が省ける乾田直播、それから、このように暑さが続くと、早めに水稻を植え付けた再生二期作、これから先の農業の高齢化、担い手が不足すると考えたら、こういうのも部分的に試験的に試してみれば普及していけますので、こういう点について、課長がもし勉強しておられるならばお答えください。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではご質問にお答えいたします。私は専門家ではありませんので、なかなか詳しい知識はございませんけれども、議員が申されましたとおり、コスト削減や猛暑対策につながるようなことであるとは、私も新聞やテレビ等で見聞きしておりますので、特に生産者のベテランの方々や関係機関にご相談しながら、山江村だけではなくて、この地域全体で考えていくべきことだと考えておりますので、会議の際にでも提案をしたりご質問したりして、いろいろな知見を調べたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 次にですね、建設現場での熱中症対策についてお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君） それではご質問にお答えいたします。村が発注します工事につきましては、村から事業所に対して特記仕様書を示しております。これに安全訓練等に関する施工計画書を作成、そして提出していただくように明記してございます。この施工計画書の中に安全管理という項目がございまして、工事受注された事業所は、複数の安全管理対策の一つとして、熱中症予防に関する計画を記載され、ご提出いただいているところでございます。

事業所につきましてはですね、施工計画に則りまして、現場で安全管理を実施されておりますので、熱中症対策に関する記載がここにはない場合、これは予防計画に記載いただいた上で、熱中症対策を講じていただくように、こちらの方からご指導申し上げることになるかと思っております。なお、各現場にですね、中間検査等で出向きますけれども、見ますかぎり現場作業員の方に対して、空調バスタを配布されたりとか、休憩時間に氷菓子でクールダウンを図られたりなど、事業所ごとのですね、計画にはないところまで熱中症対策に取り組んでおられまして、現在のところ、こちらからご指導申し上げたという実績はございません。しかしながら、今後もまだ暑い日が続きますので、引き続き熱中症対策のお声掛けは行ってまいります。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 村発注工事の業者に対しては、安全管理の中に熱中症をうたっているということになれば、業者さんがそれに基づいてされると思います。

次に、登下校中の児童・生徒、特に下校中の遠距離通学児童にとって、時間帯の猛暑から身体の疲労や水分不足など健康への影響が考えられます。下校中の熱中症対策として、校内へウォーターサーバー、冷水器を設置し、持参しているマイボトル、水筒に冷水を補充することにしたら、

下校中に疲れた子どももいますので対策になるかと思いますが、この登下校中の熱中症対策、校内へのウォーターサーバーの設置の考えについてお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 迫田教育課長。

○教育課長（迫田教文君） それではお答えいたします。まず登下校時の熱中症対策についてですが、本村では、これまでも各学校において、気象庁や環境省が発表する暑さ指数を活用し、児童・生徒の体調観察や登下校時の声掛けを行っております。今後も保護者や地域と連携しながら、安全確保を最優先に適切な対応を行ってまいります。

次に、学校における熱中症対策についてですが、現在、各学校では水道設備を活用し、児童・生徒が自由に給水できる体制を確保しております。また、給水指導や水筒持参の症例などにより、授業中や休み時間でも適度な休憩を取りながら、学習を行っているところです。登下校時も水筒持参を奨励しており、水分をとりながら登下校をしております。

また、山田小学校山江中学校には製氷器がありますので、児童・生徒が必要に応じて水筒に氷と水を入れ、途中で水分補給するなどして帰宅をしております。

なお、万江小学校におきましては、冷蔵庫の氷を活用しております。ウォーターサーバーの設置についてですが、衛生管理やコスト面も含めまして課題があるため、現時点での設置は考えておりませんが、今後の気温上昇の動向や学校現場の要望を踏まえ、必要性について検討してまいります。今後とも児童・生徒の健康安全を第一に、熱中症対策を計画的に進めてまいります。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 学校に製氷器が、氷を作るあれがあるなら安心ですね。ただ遠距離通学、小さな低学年は本当に疲れているんですよ。そして水筒を見たら空っぽだったです。ウォーターサーバーを付ければ、それに入れて帰ってくるといいかなと思ったものですから。ただ、将来的にはこの暑さが続きますので、ウォーターサーバーの設置は必ず必要になってくるのではないかと考えます。検討しておいてください。

4点目は石蔵活用拠点整備事業についてであります。この事業は、これからの村の新しい拠点づくり栗の駅構想のもとに、地域産業の振興とにぎわいの創出を目的とした大きな事業であります。用地の樹木も伐採され、これから本格的に用地整備や施設の建設に向かって始動し、事業が進捗していくに当たり、次のことについて伺います。

まず、地元住民から事業についての説明会をしてほしいとの意見があります。事業全体については大体ぼやっとして見えるけど、本当のことがわからないと。地元には説明してほしいよなど意見を何件か聞きました。そういったことで、この地元住民への事業の説明会の計画についてお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。現在8月末に建設地の造成工事を発注し、今週から工事のほうが進められておりますが、造成工事に取り扱います用水路、排水路につきましては、隣接する農地の所有者並びに耕作者に対し、事前に説明会を実施しております。

また、建設する建物本体につきましては、3月末に実施しました建築設計プロポーザル後、農村RMO未来づくり協議会や中学生とのワークショップの開催等も含め、設計業者と協議を重ねながら、8月末をもって基本設計が完了しております。

今回ご質問の住民説明会につきましては、多くの住民の方に、今回整備を行います石蔵を活用した栗の駅事業の基本的なコンセプト、また整備する施設を説明するとともに、建設後には多くの方に施設を活用してもらうために、10月3日金曜日でございますが、夜の7時から山村農村環境改善センターにて説明会を行います。現在、各地区のほうには回覧を配布しております。施設近隣の住民の方にもですね、お声掛けをしながら、多くの方に説明会にご参加、来ていただければと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 確かに10月3日に村民向けの説明会の開催の回覧がまわっておりました。やはり公共事業施設というのは、地元の理解と協力が不可欠です。あとで後手になったらちよつといろいろ出てきますので、最初にやはり地元の皆さん、ここで言ったら6区ですよ、皆様方には隣接しておりますし、身近な施設ですから、しっかりと説明をしておいたほうがいいと思います。10月3日にその説明会を開催されるならば、再度6区にだけは地元ということで周知の徹底をして、多くの方が参加いただいて、この事業に理解をいただくとすればどうでしょうか、その点をよろしく願いしときます。

それから県道に関連します出入口とか歩道、用水路、このことは大事じゃないかなと、大切な事業項目だと思うんですけども、この整備の計画とか対策についてお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。施設単位への出入口に関しましては、特に交通量の多い県道側につきまして、管理者であります熊本県と協議を重ね、計画を今、進めているところでございます。また歩道につきましては、県道側に新たに歩道の整備計画があることから、熊本県に山江村の栗の駅の拠点施設の整備計画の情報も提供しながら、歩道の整備の時期と調整を図っているところでございます。用水路に関しましては、中央を流れます用水路、こちらに関しましては、今回の造成工事の中で敷設替えを行う予定としております。

また、拠点の西側にあります既設の用水路に関しましては、将来人の往来も考えられることから、安全対策等として、水路の一部に蓋をかぶせるなども検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 県にも関係しますからですね、よく県と協議されて、多くの利用者が来ると思いますので、利用者にとって安全な施設となるようにお願いしたいと思います。

次に、この栗の駅施設に隣接する個人住宅、この個人住宅にかかわる歴史的景観とか、あるいは文化財価値などに興味を持たれる方も利用者の中におられるかもしれません。そういうときに個人住宅へ侵入されたら非常に困られますので、そういったプライバシーの配慮対策への考えもお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。議員申されましたとおり、今回拠点整備を進める中で、隣接する方からですね、民地宅地への無断の侵入などを心配される声を確認に伺っておりますので、隣接者と協議を行うとともに、現地を確認しながら、プライバシーへの配慮も努めてまいります。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番(横谷 巡議員) このことはずっと続くわけですので、必要なことですので、配慮の対策をお願いいたします。

5点目は、尾寄崎キャンプ場についてであります。このキャンプ場は、万江地域の小学校が統合したあと、跡地をですね、地域の活性化のためにキャンプ場として開設をしたものであります。しかし、経年とともにこのキャンプ場の老朽化が目立ちまして、施設の存続の有無を判断する時期にきています。人口減少社会の中にあって、山間地域は衰退し、集落の一部においては消滅の危機的状況にさえあります。このような山間地に位置する尾寄崎キャンプ場の今後のあり方について、どのように考えておられるかお伺いいたします。

○議長(森田俊介議員) 清永企画調整課長。

○企画調整課長(清永弘文君) それではお答えいたします。今回ヤマメ生産組合の支援に加え、尾寄崎キャンプ場の活用について検討を進めてもらうために、地域おこし協力隊を導入しているところでございます。地域おこし協力隊の隊員とは、定期的に打ち合わせを行いながら、尾寄崎キャンプ場の今後についても検討をさせていただいています。

現在のところキャンプ場を再建する方向で検討を進めておりますが、現状としまして、給水用の水が令和2年の災害から途切れておりますので、まずは現地調査などを実施しながら現状把握に努めたいと思っております。以上でございます。

○議長(森田俊介議員) 横谷巡議員。

○6番(横谷 巡議員) うちの村は非常に里の活性化、役場周辺の活性化、手の指のように小さな集落が散在し、この活性化も考えなければいけないと感じます。この山間地の一部でもですね、少しでも元気が出るような創生、創生の挑戦的施策の一つとして取り組んでもらえればいいかなと考えております。

最後にですね、村長が掲げておられます鎮山親水、この鎮山親水という復興の基本理念のもとに、自然で活動を楽しむアウトドアブーム、これが非常に今、多ございます。それから自然環境への意識の高まり、本年度から、先ほど課長が言いましたように、地域おこし協力隊の配置もあり、積極的な広報手段により、豊かな地域資源を持つ山間地域から人々がどんどんと減少していく中、逆に人々が集まってくるような地域活性化を果たす、地域交流拠点として整備を図る考えはないか、お伺いいたします。

○議長(森田俊介議員) 清永企画調整課長。

○企画調整課長(清永弘文君) それではお答えいたします。尾寄崎キャンプ場の再建につきましては、行政だけでなく、地域の代表であります施設の管理者や、地域おこし協力隊とともに定期的に打ち合わせを行いながら検討を進めております。歴史ある旧学校校舎の再建と新たな宿泊施設の整備、また年間を通して地域と交流できるイベントを計画しながら、リピーターの創出、また新たなターゲットの確保を図るとともに、今回整備を進めております栗の駅と連携しながら、地域の交流拠点のモデルとなるような施設になるよう整備をできればと考えております。以上でございます。

○議長(森田俊介議員) 村長。

○村長(内山慶治君) それでは私のほうからということでもありますけれども、尾寄崎キャンプ場の地域も含めてですね、非常に山紫水明な山江の景勝地、名所であろうかと私、位置づけております。ただ、今、ヤマメの養殖場を経営される、そしてまたキャンプ場を管理された方が、お一

人ですね、70歳を超えてやっておられますので、何とか地域おこし協力隊を与えながら、2人で協力しながらですね、今後の尾寄崎地域の活性化、また、その山紫水明なところの山江の景勝地としてのPRをできないかということを考えてきました。特に栗の駅ができます。あそこは石蔵拠点整備事業といって、あそこを拠点としながら、丸岡公園に行ったり栗島に行ったり、また尾寄崎キャンプ場にキャンプでアウトドアに行ったりというようなことが、非常に重要になる位置づけもできる箇所であります。

今回来られた地域おこし協力隊はですね、非常にヤマメ釣りを中心としたアウトドアが大好きな方でありまして、また仕事柄ですね、プロダクトデザインを大阪の電気会社のほうでされていた方でありまして、いろんな知見をお持ちでありますので、ぜひぜひそういう力をお借りしながら、良きアイデアの中でですね、また尾寄崎のキャンプ場のあり方、そしてにぎわいのあり方、地域再生ができますと、また後に続く方々がですね、尾寄崎のほうでいろんな活躍できるような形になるというような形に持っていかれたらと思っておりますし、そういうヤマメの養殖に加えてキャンプ場をどう開発していくかということも今、協力隊のほうにもお願いをしているところでありますので、今からでありますけれどもどうぞよろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 前向きな山間地域の活性化ということでありがとうございます。先般、私も休みの日に千野洋さんに会ってきました。2時間ほどいろいろお話しさせてもらったときに、最初に生け簀の掃除とかなんかは聞いておりませんでしたということで、しかしヤマメが一番大事なのは、きれいな水と生け簀をきれいにしとかないかんけん、よろしく願いますということをおっしゃっていただけなんですけども、非常に自分の持っている考えと、このキャンプ場は絶対したいという再建意欲をつくづく感じました。ですから、あの人はいろいろノウハウがあるようですから、地域おこし協力隊を活用してするならば、先が見えるかなという思いを持ちました。そういったことでお願いをいたしたいと思っております。

人口減少が進み、衰退、寂れていく本村の山間地集落で、このようなことができるんだという地域の現実の姿から、活性化に向かっていくモデルの姿として、このキャンプ場がリノベーションされ、存続することを強く願います。一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。再開時刻を2時30分といたします。

-----○-----

休憩 午後2時23分

再開 午後2時30分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、1番、白川俊博議員より、1. 住民健康診断及び予防について、2. 水稻栽培の現状について通告がでしております。

白川俊博議員の質問を許します。1番、白川俊博議員。

## 白川俊博議員の一般質問

○1番（白川俊博議員） それでは議長より発言の許可をいただきましたので、1番議員、白川が質問いたします。内容は、住民健康診断及び予防について、次に、水稻栽培の現状についての2点通告しておりますので、ご対応のほどよろしく願いいたします。

それでは通告書に従いまして、まず1点目、住民健康診断及び予防について質問いたします。本村は、住民の健康を保持するため、疾病予防や健診などの保健事業を総合的に取り組んでおります。病態別や予防講話、運動、健康づくりなどの健康教育の実施。また、住民健診の結果説明会などでの相談、高齢者においては、毎月保健師が出向いての栄養講話などの健康相談の実施。更に健診後の要指導者などを対象とした保健師、看護師が訪問する訪問指導の実施など、村民に寄り添った健康増進事業を進められております。

特に、毎年全村民へ住民健診を促しており、国民健康保険被保険者に対しては、1日で希望する健診すべてを受診できる複合健診となる集団健診、さらに医療機関等で自ら選択してできる各種がん検診などの施設健診を実施されております。また、脳血管疾患や生活習慣病の予防を図る脳ドックや歯周病疾患検診など、様々な健康診断事業を実施されております。

そのような取り組みの中で、今年も来月実施される集団健診も身近で、区ごとに実施され、それほど待ち時間もなく受診できると助かっていると聞きます。年々健康への意識が広がる中、村民の健康診査への関心はどのようなものなのか、健診に関する状況をお伺いいたします。近年集団健診を受診された方々の推移、また職場等で受診された方々もおられると思いますが、がん検診者の数とその受診率を合わせてお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 明君） それでは白川議員のご質問にお答えいたします。集団健診の受診者の推移とがん検診の受診者率の推移、それから特定健診の受診者率及び特定保健指導の状況ということで、過去3年分をお答えしたいと思います。いずれも各年度の事務報告に計上してあります数値を申し上げます。

まず、集団健診受診者の推移でございますが、令和4年度が515人、令和5年度が308人、令和6年度が310人でございます。次に、がん検診受診者と率でございます。肺がんにつきましては、令和4年度が659人で30.4%、令和5年度が653人で30.7%、令和6年度が648人で30.7%、次に胃がんでございます。令和4年度が464人で21.4%、令和5年度が408人で19.2%、令和6年度が436人で20.6%でございます。次に大腸がんでございます。令和4年度が561人で25.9%、令和5年度が551人で25.9%、令和6年度が518人で24.5%、次に子宮がんでございます。令和4年度が351人で24.7%、令和5年度が315人で22.6%、令和6年度が298人で21.8%でございます。次に乳がんでございます。令和4年度が380人で28.6%、令和5年度が324人で24.8%、それから令和6年度が314人で27.2%でございます。

次に、特定健診これは国保のみでございますが、受診者率、それから特定保健指導の状況でございますが、令和4年度におきましては、受診者が321人で62.33%で動機づけの支援指導につきましては27名、積極的支援指導につきましては2名でございます。令和5年度におき

ましては、291人で60.37%、動機づけ支援が25人で積極的支援が2名でございます。それから令和6年度におきましては、受診者が298人で63.00%、動機づけが17名で積極的支援が3名でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 今、過去3年間の推移状況ということで、併せて次に質問する予定でしたけれども、特定健診の受診者の方の数も言っていましたけれども、施設健診や職場の健診をされる方が多いのか、集団健診者数は若干減少気味なのかなと思うところでございます。がん検診におきます検診者は、20から30%と意外と私が思った以上には少ないのかなと思ってたところでもございます。対象者が20歳以上ということで、若い世代が多いからでしょうか、しかしながらですね、年齢とともに持病や衰えを感じる中年や高齢の方は、受診される方は多いのではないかと推察するところでございます。いずれにしろ、若い世代からの健康への意識を持っていただき、受診率が上がるのを望みたいと思っているところでございます。

併せてですね、メタボ健診のほうの受診者のほうも受診率と合わせて報告していただきました。受診者は50～60%台ということで、もう少し受診者が上がってもよさそうかなと思ったところですけども、特定保健指導の方も若干いらっしゃるということでございます。生活習慣病のリスクを早期に見つけることを目的として、定期的に健診を受けることで、自ら健康状態を正しく把握し、糖尿病や高血圧といった生活習慣病のリスクの予防につなげることができます。特定健診の結果から生活習慣病のリスクが高いと判定された人に対し、食生活や運動習慣などの生活習慣を保健師や管理栄養士などが総合的に見直しをし、適切な支援がなされます生活習慣病の予防や、健康状態の改善に向けて健康維持を図ることは、医療費の抑制にもつながると期待されています。自分の健康に関心を持ち、受診していただきたいものでございます。

また、健康診査事業とともに村では予防接種事業も実施され、年齢に応じてなど法律で定められて、村が実施する定期接種、そして希望者が各自で受ける任意接種、これらには村から一部助成する形で進められておりますが、人は様々な感染症を発症して、最悪の場合命を奪われてしまいます。それを防ぐためにも予防接種は欠かせません。

そこでですけども、昨年度に実施された定期接種の種類と接種者の数をお伺いします。また、費用等の助成された任意接種の項目、全額が助成なのか一部助成なのか、内容がわかりましたら接種者の数なども併せてお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 明君） それではお答えいたします。まず昨年度の定期接種で実施された接種項目と接種者数でございます。

4種混合26人、5種混合34人、B型肝炎ワクチン41人、2種混合31人、日本脳炎88人、ヒビ16人、小児用肺炎球菌49人、BCG10人、麻疹風疹混合でございますが35人、ロタウィルス23人、水痘36人、子宮頸がん予防93人、高齢者インフルエンザ、これは65歳以上でございます。675人、高齢者用肺炎球菌、こちらは65歳の方で24人、新型コロナウィルス、これも65歳以上で313人の合計15項目となります。

次に、昨年度の任意接種の項目と助成内容、それから接種者数でございますが、まずインフルエンザ予防接種、こちらは生後6カ月から高校3年生まででございます。助成内容は個人負担が1,000円、接種者数は延べ81人でございます。次に、風疹の予防接種でございます。こち

らは個人負担はございません。こちらはお一人の方が接種されております。それから带状疱疹予防接種、これは費用の2分の1で上限1万円となっております。こちらは延べ15人でございます。それから子宮頸がん予防接種のキャッチアップでございますが、こちら個人負担はございません。延べ61人の方となっております。合計4項目となります。また、このほかに風疹の追加的対策といたしまして、抗体保有率が低い世代、1962年4月2日から1979年4月1日生まれの男性を対象にいたしまして、この世代の抗体保有率を90%以上にすることを目標に、公費での抗体検査及び予防接種を実施しております。

抗体検査につきましては、国庫補助が2分の1を活用いたしまして、予防接種については、市町村の自主財源で実施いたしました。クーポン券による抗体検査につきましては、令和7年3月末をもって終了いたしました。一部のワクチン製造会社の出荷停止によりワクチンの供給が不足していたことを受けまして、令和7年3月末までに実施した抗体検査で、十分な抗体がなかった方の予防接種につきまして、2年間の接種期間延長が設けられました。接種者数につきましては、抗体検査が11人、予防接種が3人でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 今、課長のほうから説明いただきました。様々な予防接種があるということでございますけれども、全般的に予防接種については、2つの重要な役割があると言われておりますけれども、接種を受けた者自身が感染症にかかって体調を崩したり、命を落としたりすることを防ぐこと、もう一つは、感染症の蔓延を防ぎ、社会全体の健康を守ることとありました。従いまして、予防接種は単に自分を守るためではなく、社会全体を感染症の蔓延から守るための義務ともあります。そういうことから村民の方々もですね、自分の健康と社会全体の役割を認識され、予防に努めていただければと思うところでございます。

先ほどから集団検診、それから特定健診、人間ドックさらにはがん検診と健康診査の現状を伺ってまいりましたが、がん検診の受診者が少なかったように思われ、受診率が20～30%台で推移ということでございますけれども、がんは2人に1人が罹患するとも言われており、予防と早期発見が大切と伺っております。中でも日本人で罹患数が多いのが大腸がんと言われ、早期発見と治療が有効とされており、検診の受診率向上が求められております。

本村でも大腸がん検診を実施され、3分の2程度助成されておりますが、全大腸の検査は実施されていないようでございます。そこでですけれども、罹患率が多い大腸がんの全大腸内視鏡の実施、併せて無償で願えればということで、そういう考えはないかお尋ねいたします。

また、予防接種事業もいろいろ全額助成とか一部の助成がありますけれども、村民の方々が増えます接種できるよう、さらなる自己負担の軽減などの考えはないか併せてお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 明君） それではお答えいたします。大腸がんは近年、全国的に罹患率が増加傾向にあると聞いております。熊本市がですね、このことを受けまして、全大腸内視鏡検査の無償化を開始したと報道で聞いております。その背景といたしまして、これまでの大腸がん検診、これ便潜血検査いわゆる検便でございますが、陽性が出て精密検査である内視鏡検査を受診しない人が多いという課題がございまして、この課題を解決するため、2025年度から55歳から59歳の市民を対象に、全大腸内視鏡検査を無料で実施することを決めたということでございます。

ただ課題もあるようでございまして、検査への羞恥心であったり抵抗感、下剤の服用といった検査前の準備、時間的な拘束、検査への不安や恐怖などがあるようでございます。幸いに、当村におきましては、数年に1件あるかどうかというところで、罹患者が少ないのが現状でございます。とはいえ早期発見と早期治療は、喫緊の課題と認識しているところでございます。本村では現在40歳以上を対象に、検診におきまして大腸がん検診、こちらは便潜血検査でございますが実施しており、この結果が陰性の方には、さらにS状結腸内視鏡検査のご案内をしております。こちらにおきまして、二重の予防網をはっているところでございます。

便潜血検査は、出血しているがんやポリープは見つけやすいのですが、出血していない病変は見逃す可能性がございます。特にS状結腸はがんの発生が多い部位で、大腸がんの約60%がこの部位と言われております。この部位を直接内視鏡で確認することで、便潜血検査だけでは見つけられない初期のがんやポリープを発見できる可能性が高まります。また、全大腸内視鏡検査と比べてS状結腸内視鏡検査は検査範囲が限られているため、事前準備の負担が少なく、検査時間も短いことが多いです。そのため住民の心理的・時間的なハードルを下げ、より多くの方が精密検査を受けやすくなっております。この方法はいきなり高額な全大腸内視鏡検査を無償化するのではなく、段階的に住民の健康を守る体制を築くことができます。財政的な負担も抑えつつ、効果的な予防策を講じられるとされております。その結果が数年に1人という罹患者の少なさにつながっていると考えられます。また、本年度から便潜血検査の郵送検診も取り入れまして、より受診しやすい体制を整え、受診率向上に努めております。

ご質問の全大腸内視鏡検査でございますが、住民健診の範囲内であります便潜血検査やS状結腸内視鏡検査等で陽性になった方が、医療における精密検査として受診するのがこの全大腸内視鏡検査でございます。本村といたしましては、まずは便潜血検査の受診率をさらに上げることに注力いたしまして、その必要性を正しく認識していただけるよう、広報等にも努めていきたいと考えております。このようなことから現在、全大腸内視鏡検査の無償化は考えていないということでございます。

それから、自己負担の軽減、インフルエンザ等の、带状疱疹予防接種などへのさらなる自己負担の軽減の考えはないかということでございます。こちらにつきまして、まずインフルエンザ予防接種につきましては、高齢者の健康被害を予防するため、高齢者を対象に助成しており、また生後6カ月から高校生までの予防接種助成もしているところでございます。従いまして、高齢者の自己負担額は、本来約6,000円かかるものが1回1,600円、6カ月から高校生までの自己負担額は、本来4,000円ほどかかるものが1,000円となっております。今後も継続していく方針でございます。

また、带状疱疹予防接種につきましては、65歳以上で5歳刻みの方を定期接種といたしまして、生ワクチンが本来は約8,800円かかるものを2,600円の自己負担額、組換えワクチンが約2万2,000円かかるものを6,600円の自己負担額としております。また50歳以上の方は任意接種といたしまして、かかった費用の2分の1を助成といたしまして、上限を1万円としているところでございます。带状疱疹の発症や神経痛の後遺症を予防するために、今後もこちらでも継続していきたいと考えております。

ご質問のインフルエンザや带状疱疹予防接種のさらなる自己負担の軽減の考えは、ということでございますが、この自己負担額を決めるに当たっては、人吉球磨保健衛生協議会という協議会

がございまして、各町村の担当及び郡市の医師会等で形成されております。この協議会におきまして、このような予防接種等の郡市内の自己負担額の均一化を図っているところでございます。従いまして、当村のみでさらなる軽減とは厳しいかと考えるところでございます。しかしながら、本日白川議員よりご質問があったことも含め、昨今のまた物価高騰等も踏まえまして、今後の協議会の中で、これらのことを発言していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 先ほども申しましたけれども、日本人が生涯のうちがんと診断される確率は2人に1人という結果が出ております。他人ごとではなく、誰にとっても自分ごととして捉えるべき国民病であると伺っております。年齢を重ねるにつれてがんのリスクは着実に高まっています。特に大腸がんは50歳代後半から罹患率が急増しているという結果が出ているということで、先ほど課長からありましたけれども、本村においては罹患者が少ないと、今後郵送でできる血便検査も考えるということでございました。いずれにしましても検診しやすいような体制をとっていただければと思うところでございます。

それから、予防についても幾らかの助成はしていると、今後助成拡大についても各郡市内で均一化を図るということで、均一化ももちろんであると思っておりますけれども、さらにですね、検討していただければと思うところでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に質問いたしております水稻栽培の現状についてをお伺いいたします。今年の稲作も梅雨の時期雨が少なく心配しておりましたけれども、現在のところ台風等の被害もなく、順調に生育をし、収穫の時期を迎えようとしておりますが、一部の地域での株間隔が空いている水田を見かけます。これは田植えを終えた水田にジャンボタニシが繁殖し、その食害によって稲の生育に被害を受けたと聞きました。このジャンボタニシの生息は、以前から山田地区の圃場水田で確認されているようですけれども、その現状についてお伺いいたします。

主に地域別では、日向瀬橋の上流の圃場水田で見られますが、生息区域は村として把握をされておられるのか、また被害等の報告、相談等はあっているのかをお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは白川議員のご質問にお答えいたします。水稻栽培における被害の状況ということで、ジャンボタニシの件ということで質問があがっておりますけれども、ジャンボタニシの発生状況につきましては、産業振興課農政係を中心に現場へ赴いた際にはですね、水田をみた際にはどの辺にいるのかなというのは確認をしておりますし、私も業務外におきましても水田あたりを通るときにはですね、自然とジャンボタニシの発生状況、またピンク色のあまり、遠くから見るときれいにも見えるんですけど、ああいうのがたくさん付いていると、ああたくさんいるんだなと思ったり、議員が申されましたとおり、株間隔が空いている水田を見るとだいぶ食害を受けているのかなというようなことも思っておりますし、またそのほかにも農業用水が今年は暑かったものですから枯れているのかなとか、有害鳥獣の柵等も設置されておりますので、有害鳥獣の侵入がないかなというようなことで、見回っているように心がけているところでございます。

正確な生息域、見渡すかぎり議員が申されましたとおりの地域が一番多ございますけれども、正確などれぐらいの面積かというのは把握をしておりませんし、その被害の相談につきまして

は、産業振興課をはじめ農業委員会にもお聞きいたしましたけれども、被害の相談は農家の方からあっていないというような状況でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 確認はしているけれども正確ではないということで、被害の相談もないということでございますけれども、食害を受けた水田にはですね、ご存じかと思えますけれども、柔らかい時期、ジャンボタニシは柔らかい稲を食いちぎるものなので、その食害時期も植え付けた時期でありまして、その時期の一定期間であります。稲が成長すると食害には直接影響がないということでございますけれども、現在、課長も申しましたけれども、直後の稲に影響を受けたのが欠株状態になっているところでございます。ジャンボタニシは雑食性で、幅広く有機物を食べると聞きます。水温が上がると繁殖を繰り返し、さらに活発に食べるため被害が広がるということでもございました。

被害を軽減するための対策として、水管理やジャンボタニシの固体の駆除を行いますけれども、繁殖力が強いと、それらの対応が追いつかないのが現状のようでございます。これも個人での1区画での水田で対策を行っても、広範囲での生息で繁殖を繰り返すため、駆除対応に苦慮しているという状況を聞くところでございます。

先ほど相談ごともないということでございますけれども、村としてですね、被害の軽減の対策の今後に向けてですけれども、検討はないのか、また、もちろん被害がないから助成等の考えはないかもしれませんが、その助成等ですね、今の時点で結構ですけれども、そういう対策と助成の考えはないのかお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。ジャンボタニシを駆除する薬剤や捕獲器があるということは承知をしております。実際に薬剤を使われているという方もいらっしゃるというお聞きしております。しかしながら薬剤を散布するということは、翌年の水田栽培の肥料の調整とか、また薬剤を撒いた後の水を上手に管理しないと、他の生物への影響もあるというというようなことも聞いておりますので、薬剤購入等の補助は、そういうほかのところに影響がないというのを確認できないと、なかなか助成を検討するということではできないのかなと考えております。

また捕獲器につかましては、これは数年前から農業新聞等にも載っておりますけれども、ペットボトル等を使って個人で安価に捕獲器を作成して、ジャンボタニシを捕獲するというような記事も出ておりますので、そのようなことで個人の方に対応していただければ、ジャンボタニシの生息も減ってくるのではないかなと考えております。

また、水田、それぞれ個人のお考え、生産に対するお考えもございますので、全くそういうような消毒とか、そういうのは使わないという方もいらっしゃいますので、一概にここでですね、駆除に対しての補助をするということは考えていないということでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 課長のほうからありましたけれども、それぞれ管理の仕方とか肥料の使い方もあり、一概に助成ということではできないということでございますけれども、実際に被害といえますか、水田の被害がございまして、今後ですね、何も対策もせずにいると、さらに生息範

圃も徐々に広がり、少なからず現在は相談がないということでしたけれども、被害も拡大する可能性もあると思います。

聞いたところによると、越冬の個体数を減らすためには、石灰窒素による冬場の耕しなどの対策も効果的、重要と聞きます。生息範囲が広がらないよう早めの対応、広範囲での対応が必要と考えますので、今後のことでしょうかけれども軽減の対策を検討していただければと思うところがございます。

それでは次の質問へ移ります。今度質問しますのは、これにつきましては、昨年の12月議会議定例会の一般質問でも議論された、小規模圃場の水はけの悪い水田でございます。圃場整備の改良から数十年経過した水田は、経年が進み、当初の機能の劣化が年々進みます。共同で管理する農道や用排水路などの補修、修繕は、共同出資や土地改良区等で検討され整備がされていきますが、個人が管理する水田は、軽微な修繕はともかく大規模になると経費もかかりますので、対応ができない状態になります。以前にもありましたけれども、農業従事者の高齢化が進み、作業委託をされ管理されている農家も増え続けている状態でございます。その耕作の条件が悪い水田になると、作業受託する個人、それから農業法人でも受け入れされない状況になります。

先の議論の中で水田調査、検討を進めるということでしたけれども、農家の方からその後どうなっているのかということをお聞きしたので、現在の状況をお伺いいたします。また圃場整備改良後経過した水田、劣化が進み、暗渠排水機能もですけれども、進入路や畦畔等の用排水にかかる水取り入れや排水溝口の開閉器等もですね、傷んでおりまして、機能も十分でない箇所もあるようでございます。そのような個人の管理する水田への支援策を検討できないか、併せてお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではご質問にお答えいたします。議員が申されましたとおり、令和6年12月議会、これは白川議員じゃなくて、別の議員の方が一般質問された後に、個人の水はけが悪い水田等への補助等の調査を進めていくということで、現在も調査を進めているところでございます。あのときには暗渠排水を入れるのに竹を入れたりですね、いろんな工法があるんじゃないとか、そういったことを言って排水対策をしたらどうだろうかというお話もしましたが、重機等が全く入りにくいとかですね、重機が入ってもぬかるんで出られないので、耕作放棄地化している水田も多々あるということをお聞きしておりますし、私たちもその現状は把握しているところでございます。

費用がどれぐらいかかって、どれぐらい補助をすればいいのかとかですね、例えば一個人の農家に対して一つずつ補助していくのか、できれば集団的に実施するというところで要望をあげていただいたほうが補助しやすいのか、また、他の自治体でそのような事例があっているのかというのは、引き続き調査をしておりますし、調査次第ですね、最適な方法を見つけ、補助ができないかということは考えているところでございます。

今回の一般質問でも農業用水問題ですね、議員が申されましたジャンボタニシの問題、また高温対策問題と農業を取り巻く環境、課題等がたくさんございますので、一つ一つ村長と協議しながら、課題解決に努めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 今、課長のほうから、個人もしくは集団で要望とかということでの、そう

いう内容についてもいろいろ調査をしながら検討していくということでございまして、調査を進めているということで、前向きな意見をいただきありがとうございます。

農業に従事されている方々は60～70歳代、またそれ以上の方もおられ、高齢化が進み、なかなか後継者もないといった農家は増え続けている状況でございます。耕作の受委託も多くなっているようでございますので、水はけの悪いなど、それぞれ条件の悪い農地は、個人や法人も受託を引き受けられないのが現状のようでございます。そのようになると耕作放棄地が増え、荒廃農地へとつながる恐れもあります。農地を守るためにも何らかの対応をお願いするものでございます。

個人所有の水田への修繕、補助制度は難しいかもしれませんが、厳しい財政運営の中での負担になろうかと思いますが、関係機関と協議をされ、何らかの支援策の検討をお願いするところでございます。今後も村民の方々のご意見に耳を傾けていただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

**○議長（森田俊介議員）** 通告がありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後3時08分

第 8 号

9 月 1 9 日 ( 金 )

## 和7年第6回山江村議会9月定例会（第8号）

令和7年9月19日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

- |        |        |   |
|--------|--------|---|
| 日程第 1  | 認定第 1号 | 令和6年度山江村一般会計決算の認定について   |
| 日程第 2  | 認定第 2号 | 令和6年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について   |
| 日程第 3  | 認定第 3号 | 令和6年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について   |
| 日程第 4  | 認定第 4号 | 令和6年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について  |
| 日程第 5  | 認定第 5号 | 令和6年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について  |
| 日程第 6  | 認定第 6号 | 令和6年度山江村簡易水道事業会計決算の認定について   |
| 日程第 7  | 認定第 7号 | 令和6年度山江村農業集落排水事業会計決算の認定について   |
| 日程第 8  | 議案第50号 | 山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9  | 議案第51号 | 山江村議会議員及び山江村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について                              |
| 日程第10  | 議案第52号 | 山江村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第11  | 議案第53号 | 山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第12  | 議案第54号 | 山江村名誉村民条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第13  | 同意第 4号 | 山江村名誉村民の選定に関する同意を求めることについて  |
| 日程第14  | 議案第55号 | 令和7年度山江村一般会計補正予算（第3号）   |
| 日程第15  | 議案第56号 | 令和7年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）   |
| 日程第16  | 議案第57号 | 令和7年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）   |
| 日程第17  | 議案第58号 | 令和7年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）  |
| 日程第18  | 議案第59号 | 令和7年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）  |
| 日程第19  | 議案第60号 | 令和7年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第1号）   |
| 日程第20  |        | 議員派遣の件  |
| 日程第21  |        | 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長）  |
| 追加日程第1 | 同意第 5号 | 山江村監査委員の選任について  |
| 追加日程第2 | 議案第61号 | 令和7年度山江村一般会計補正予算（第4号）   |

### 2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 白川俊博 議員

2番 北田愛介 議員

3番 本 田 り か 議員

5番 赤 坂 修 議員

7番 立 道 徹 議員

9番 久保山 直 巳 議員

4番 中 村 龍 喜 議員

6番 横 谷 巡 議員

8番 西 孝 恒 議員

10番 森 田 俊 介 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 橋 忍 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君

副 村 長

教 育 長 内 田 正 紀 君

総 務 課 長 蕨 野 昭 憲 君

税 務 課 長 新 山 孝 博 君

企画調整課長 清 永 弘 文 君

産業振興課長 松 尾 充 章 君

健康福祉課長 山 口 明 君

建 設 課 長 今 村 禎 志 君

教 育 課 長 迫 田 教 文 君

会 計 管 理 者 尾 方 路 美 君

農業委員会事務局長 一 二 三 信 幸 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

本日は、会期日程日次第8の本会議で質疑、討論、表決となっております。

それでは、議事日程順に質疑、討論、表決をいたします。発言については、山江村議会規則規定を守り、事件の内容から逸脱しないよう趣旨に添った質疑をお願いいたします。また、執行部におかれましては、簡潔な回答をお願いいたします。

-----○-----

#### 日程第1 認定第1号 令和6年度山江村一般会計決算の認定について

○議長（森田俊介議員） 日程第1、認定第1号、令和6年度山江村一般会計決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、認定第1号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第2 認定第2号 令和6年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定について

○議長（森田俊介議員） 日程第2、認定第2号、令和6年度山江村特別会計国民健康保険事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、認定第2号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第3 認定第3号 令和6年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定について

○議長（森田俊介議員） 日程第3、認定第3号、令和6年度山江村特別会計介護保険事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、認定第3号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第4 認定第4号 令和6年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定について

○議長（森田俊介議員） 日程第4、認定第4号、令和6年度山江村特別会計後期高齢者医療事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、認定第4号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第5 認定第5号 令和6年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定について

○議長（森田俊介議員） 日程第5、認定第5号、令和6年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、認定第5号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第6 認定第6号 令和6年度山江村簡易水道事業会計決算の認定について

○議長（森田俊介議員） 日程第6、認定第6号、令和6年度山江村簡易水道事業会計決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、認定第6号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 認定第7号 令和6年度山江村農業集落排水事業会計決算の認定について

○議長（森田俊介議員） 日程第7、認定第7号、令和6年度山江村農業集落排水事業会計決算の認定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、認定第7号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 議案第50号 山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第8、議案第50号、山江村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第50号は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第51号 山江村議会議員及び山江村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第9、議案第51号、山江村議会議員及び山江村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第51号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 議案第52号 山江村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第10、議案第52号、山江村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第52号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 議案第53号 山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第11、議案第53号、山江村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第53号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第12 議案第54号 山江村名誉村民条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第12、議案第54号、山江村名誉村民条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第54号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第13 同意第4号 山江村名誉村民の選定に関する同意を求めることについて

○議長（森田俊介議員） 日程第13、同意第4号、山江村名誉村民の選定に関する同意を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、同意第4号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 議案第55号 令和7年度山江村一般会計補正予算（第3号）

○議長（森田俊介議員） 日程第14、議案第55号、令和7年度山江村一般会計補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） それでは、ただいま議題となっております議案第55号、令和7年度一般会計補正予算（第3号）について、2点質疑いたします。

ページは、まずは14ページですけれども、民生費、児童福祉費、児童措置費の負担金補助及び交付金、保育所等におけるICT化推進等事業補助金15万円が計上されております。村内の小中学校では、以前より児童生徒へのICT教育の環境整備が進められておりますが、今回計上

されているのは、保育所への推進事業の補助金であるようですので、その内容についてお尋ねいたします。

また、対象の保育園は村内の保育園すべてなのか特定の保育園なのか、併せてお願いいたします。

2点目は、ページ16ページでございまして、消防費の水防費の需用費であります。消耗品費126万円計上されておりますけれども、この水防費については、当初予算360万円ほど計上されていて、今回さらに追加の計上でございますので、その内容についてお伺いをいたします。

○議長（森田俊介議員） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 明君） それではお答えいたします。款3の民生費、児童措置費の中の保育所等におけるICT化推進等事業補助金15万円の内容でございます。こちらにつきましては、業務効率化に伴う経費にかかったICT関係の補助金でございまして、県より2分の1、村が4分の1、設置主体が4分の1となっております。今回、該当が万江保育園となっております。

内容といたしましては、専用端末を園の玄関のところに設置をいたしまして、保護者の方がそこでスマホ等をかざすことによって、園児の登園であったり降園を記録、管理するものでございます。ちなみに、ほかの2園につきましては、類似のシステムを既に導入済みでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。消防費の中の目の水防費に、消耗品費として126万円計上してございます。この補正につきましては、消防団がですね、消防活動及び水防活動を行う際の活動服の購入経費でございます。

先ほど議員から、当初予算で360万円ほどあるということでしたが、その中でですね、通常活動する基本団員の140人分の活動服購入経費として、322万円ほど計上しております。本年度になり、購入する際に見積書を取ってみましたところ、やはり近年の物価高騰等によりまして、価格の値上がりが出ておりました。従いまして、当初予算では少し不足するというようなことでございましたので、今回補正したものでございますが、この消防団活動服につきましては、現在使用しております活動服がですね、大体購入から13年ほど経過しております。

それとですね、消防庁によります新基準というのがございまして、これは難燃性の素材使用による安全性の向上、それから通気性の良い素材を使用して負担軽減をしてくださいますとかなですね、あとオレンジ色の配色を多くして、視認性の向上を図ってくださいなど基準がございまして、その基準によりですね、各自治体服の変更が進められているところでございます。本村におきましても本年度購入したいということで計画しているものでございます。

従いまして、値上がりによりましてですね、1着9,000円ほどですね、当初見込んでおった額よりも1人ですね、増加で、その140人分の120万円を追加するものでございます。

なお財源につきましては、県の補助金でございまして、補助率3分の2の球磨川水系防災・減災ソフト対策事業を充当するものでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） ほかに質疑ありませんか。

西孝恒議員。

○8番（西 孝恒議員） ただいま議題の一般会計補正予算（第3号）の中から、2点質疑いたしま

す。

ページは11ページ、2点ですけれども、ページは同じく11ページです。1点目は、目3、財産管理費の中の需用費の説明、修繕料ですね、161万1,000円、これは財産管理費の設備の修理かと思いますが、その点と、それから2点目は、次の企画総務費の中ですね、備品購入費の中の公用車購入費です。これは当初予算が432万3,000円あげてありましたが、今回29万円ほどあげてあります。この増額の内訳をお願いしたいと思います。2点お願いします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。財産管理費の中の需用費、修繕料を161万1,000円計上してございます。これにつきましては、今、西議員申されましたとおり、庁舎内外の修繕料をあげているところでございます。

内容につきましては、まず役場大会議室の照明器ですね、これが年数が経っておりましてですね、つかないものもございましたので、LEDランプにすべて替えるための予算を40万円ほどあげております。

それから、庁舎の屋外にモールライトって大きなライトが三つほどございます。これは消防団がですね、操法の訓練等をする際につけているものでございます。外で夜間にある場合につけるものですが、それが3基うちの1基がですね、今、つかない状態になっておりまして、この修繕の分、これが大体25万円ほどです。

それから庁舎の雨漏りがですね、令和6年度におきましても修理を行ったところでございますけれども、各部屋ですね、これは三つほどの部屋でございまして、やはり雨漏りがあるというようなことで、この経費57万円ほどです。

それから庁舎前ですね、駐車場でファミリーマークというのを付けております。すぐ玄関の前ぐらいですが、このマークがはがれておりまして、これをまたやり替えるというような修繕経費、これが40万円ほどです。この今の修繕経費を合計しました額が161万1,000円ということで、今回修繕をさせていただく予算として計上させていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。企画総務費の中で備品購入費を計上しております。こちらは公用車購入費ということで、当初予算のほうでは、電気自動車の購入のための予算を計上させていただいておりましたが、今回の予算につきましては、再々リースで使用しておりました公用車のほうの払下げという形で、今現在使用している車のほうを備品という形で購入をさせていただくことになっております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 西孝恒議員。

○8番（西 孝恒議員） これは当初の予算の増額ではなく、新たに購入ということですね。議長、終わります。

○議長（森田俊介議員） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第55号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第15 議案第56号 令和7年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算  
(第2号)

○議長（森田俊介議員） 日程第15、議案第56号、令和7年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第56号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第16 議案第57号 令和7年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）

○議長（森田俊介議員） 日程第16、議案第57号、令和7年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第57号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第17 議案第58号 令和7年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）

○議長（森田俊介議員） 日程第17、議案第58号、令和7年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第58号は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議案第59号 令和7年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）

○議長（森田俊介議員） 日程第18、議案第59号、令和7年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第59号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第19 議案第60号 令和7年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（森田俊介議員） 日程第19、議案第60号、令和7年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第60号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第20 議員派遣の件

○議長（森田俊介議員） 日程第20、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおりに派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。よって、手元に配付しておりますとおりに、派遣することに決定しました。

この際、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については、議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

-----○-----

## 日程第 2 1 閉会中の継続調査申出書

○議長（森田俊介議員） 日程第 2 1、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長から、お手元に配付しております申出書が提出されております。よって、委員長の申し出のとおり、継続調査としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本日、同意第 5 号、山江村監査委員の選任についての提出がなされました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。よって、同意第 5 号を日程へ追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

同じく、村長の議案第 6 1 号、令和 7 年度山江村一般会計補正予算（第 4 号）についての提出がなされました。これを日程に追加し、追加日程第 2 として議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。よって、議案第 6 1 号を日程に追加し、追加日程第 2 として議題とすることに決定いたしました。

ただいまから、議案を配付しますのでしばらくお待ちください。

〔議案配付〕

-----○-----

## 追加日程第 1 同意第 5 号 山江村監査委員の選任について

## 追加日程第 2 議案第 6 1 号 令和 7 年度山江村一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（森田俊介議員） 追加日程第 1、同意第 5 号、山江村監査委員の選任についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、同意第 5 号についてご説明申し上げます。山江村監査委員の選任に関する同意を求めることについてでございます。

次の者を山江村監査委員に選任したいので、同意を求めるといふものでございます。令和 7 年 9 月 1 9 日、本日提出になります。山江村長、内山慶治といたしております。

記として表を掲げておりますが、読ませていただきたいと思っております。選任区分が識見を有する者、住所につきましては、山江村大字山田丁 2 3 9 2 番地、氏名、平山辰也、敬称を省略しております。生年月日、昭和 4 0 年 1 月 2 6 日、任期が、令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 1 年 9 月 3

0日までの4年間となります。

提案理由でありますけれども、現監査委員、豊永知満氏の辞任に伴いまして、新たに平山辰也氏を適任者と認め、選任するためにはですね、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。現監査委員の豊永知満委員の辞任に伴いまして、新たに平山辰也氏を適任者と認めまして、監査委員に選任したいというものでございます。

平山辰也氏でありますけれども、現在60歳で、昭和58年4月1日に山江村役場に入庁され、令和4年4月1日からは総務課長として3年間務められ、令和7年3月31日に退職をされたということであります。

経歴を申し上げますと、先ほど申し上げました昭和58年4月1日役場入庁後、平成26年4月1日から健康福祉課長、平成28年4月1日から産業振興課長、平成31年1月1日から企画調整課長、そして令和3年4月1日から税務課長、そして令和4年4月1日から総務課長を3年間務められまして、本年の3月31日に役場退職ということになっております。

そして、現在では山江村社会福祉協議会の監査委員をしておられ、また、人吉下球磨消防組合の監査委員を拝命されているところでありますし、行政経験42年間積まれまして、財務、監理等にも大変優れた識見を有しておられるというようなことから、適任者と認め、監査委員に選任したいということでもありますので、同意を求めるというものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田俊介議員） 追加日程第2、議案第61号、令和7年度山江村一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第61号についてご説明申し上げます。令和7年度山江村一般会計補正予算（第4号）でございます。令和7年度山江村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,235万9,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

地方債の補正でございますけれども、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるとするものでございます。本日提出でございます。村長名としております。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野総務課長。

○総務課長（蕨野昭憲君） それでは、議案第61号についてご説明いたします。

2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入、款21、村債、災害復旧工事測量設計業務委託料の財源としまして、公共土木施設災害復旧事業債、330万円を追加するものでございます。

歳入合計、補正前の額に330万円を追加しまして、46億1,235万9,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。款10、災害復旧費、村道柚木川内日当線災害復旧工事測量設計業務委託料330万円を追加するものでございます。

歳出合計、補正前の額に330万円を追加しまして、46億1,235万9,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。第2表、地方債補正でございます。1、変更、起債の目的、公共土木施設災害復旧事業、補正前の限度額270万円を補正後の限度額600万円とするもので、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。以上で説明を終わります。

○議長（森田俊介議員） これで提案者の説明は終わりました。

ここで審議のため暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。しばらくのあいだ暫時休憩といたします。

-----○-----

休憩 午前10時36分

再開 午前10時42分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） 審議が終わりましたので再開いたします。

追加日程第1、同意第5号、山江村監査委員の選任についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件ですので、起立採決といたします。

本案を可決することに賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者の起立〕

○議長（森田俊介君） ありがとうございます。起立全員でございます。

従いまして、同意第5号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第2、議案第61号、令和7年度山江村一般会計補正予算（第4号）についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 議案第61号、山江村一般会計補正予算（第4号）、ページは8ページです。歳出の災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、道路河川災害復旧費の委託料であります。災害復旧ですから、一刻も早く村民の生活、暮らしに要する村道ですから、復旧をお願いしたいということで、予算そのものには異議ございませんけれども、ここの現場はですね、幅員が狭くて傾斜地です。今の昨今の異常気象で多くの排水が流れて、排水する場所がありません。ですから道路をまともに流れてきて、少し傾斜したところの法面に全部落ちるものですから、これによって路肩、法面が崩れていくとです。

ですから、私は適当な場所に横断工を入れたならば、こういう災害が起きないと。本村の道路の災害発生はほとんどこのような現象です。ですから村道ですね、排水が悪い箇所等は現地調査をして、そして計画的に横断工を入れてもらったらと思いますが、どうでしょうか。

村長。

○村長（内山慶治君） 今村建設課長。

○建設課長（今村禎志君） それではお答えいたします。ただいまご質問いただいております災害復旧工事につきましては、令和7年8月7日から令和7年8月12日にかけて大雨によりまして、村道柚木川内日当線のほうで路肩の決壊等が発生したため、災害復旧工事を行うものでございます。ご質問にありまして、雨水の流れ込みによりまして路肩が崩壊したことにより、道路までが決壊してしまったというような災害状況でございます。

今回、災害復旧事業として設計費をあげさせていただくものでございまして、災害復旧の原形復旧というところで行きますれば、災害復旧事業費として補助が認められるものの範囲外の工事が、先ほど議員が申されました横断工を設置するなどの工事になるかと思っております。せっかく復旧したもののですね、また大雨により決壊するということがないようにと考えておりますので、是非この設計業務委託の予算を可決いただいた折には、設計事業所と打ち合わせをしながら、現地を見ながらですね、そういった措置のほうも検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうからであります。予算が伴いますので私のほうからも答弁させていただきますけども、課長が申したとおり、災害復旧工事につきましては、原則として原形復旧ということが基本となるということでありまして。ただし、同じような箇所が同じような原因で再度災害を起こす可能性が非常に高いというような箇所についてはですね、何度も何度も災害復旧をしなくちゃいけないというようなことになりますので、コンサル等としっかり協議をさせてもらいながら、そういう対象が適当だということであればですね、しっかりそのような対応をしていきたいと考えます。予算が必要でありますのでまたよろしく申し上げます。

○議長（森田俊介議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第61号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議長に委任することに決定いたしました。

これで本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

お諮りします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、令和7年第6回山江村議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午前10時49分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員